

令和 8 年第 2 回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 6 月 9 日（火曜日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 （午前 9 時 0 0 分）	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○同意第 1 号 板倉町固定資産評価員の選任について	7
○同意第 2 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 3 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 4 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 5 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 6 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 7 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 8 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 9 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 10 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○同意第 11 号 板倉町農業委員会委員の任命について	8
○報告第 1 号 令和 7 年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	10
○報告第 2 号 令和 7 年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	10
○報告第 3 号 令和 8 年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	10
○承認第 4 号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）	11
○承認第 5 号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例）	11

○議案第 17 号	板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第 18 号	板倉町行政組織条例の一部を改正する条例について	14
○議案第 19 号	板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例 の一部を改正する条例について	14
○議案第 20 号	令和 8 年度板倉町一般会計補正予算（第 1 号）について	15
○議案第 21 号	令和 8 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	15
○発議第 1 号	板倉町議会議員定数条例の一部を改正する条例について	16
○散会の宣告		17
散 会	（午前 9 時 50 分）	17

第 2 日 6 月 10 日（水曜日）

○議事日程		19
○本日の会議に付した事件		19
○出席議員		19
○欠席議員		19
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		19
○職務のため出席した者の職氏名		20
開 議	（午前 9 時 00 分）	21
○開議の宣告		21
○諸般の報告		21
○一般質問		21
森 田 義 昭 議員		21
青 木 秀 夫 議員		31
尾 澤 将 樹 議員		45
藪之本 佳奈子 議員		56
青 木 文 雄 議員		64
亀 井 伝 吉 議員		71
○議案第 20 号	令和 8 年度板倉町一般会計補正予算（第 1 号）について	77
○議案第 21 号	令和 8 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	77
○散会の宣告		78
散 会	（午後 4 時 02 分）	78

第 4 日 6 月 12 日（金曜日）

○議事日程		79
○本日の会議に付した事件		79
○出席議員		79

○欠席議員	7 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 9
○職務のため出席した者の職氏名	8 0
開 議 (午前 9時00分)	8 1
○開議の宣告	8 1
○諸般の報告	8 1
○議案第22号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について	8 1
○議員派遣の件	8 2
○閉会中の継続調査、審査について	8 2
○町長挨拶	8 2
○閉会の宣告	8 5
閉 会 (午前 9時16分)	8 5

板倉町告示第 53 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定により、令和 8 年第 2 回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 6 月 5 日

板倉町長 小 野 田 富 康

1. 期 日 令和 8 年 6 月 9 日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応招議員（12名）

1 番	永 田	亮	議員	2 番	須 藤	稔	議員
3 番	藪 之 本	佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤	将 樹	議員
5 番	青 木	文 雄	議員	6 番	森 田	義 昭	議員
7 番	亀 井	伝 吉	議員	8 番	小 林	武 雄	議員
9 番	延 山	宗 一	議員	10 番	市 川	初 江	議員
11 番	青 木	秀 夫	議員	12 番	荒 井	英 世	議員

○ 不応招議員（なし）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

令和 8 年第 2 回板倉町議会定例会

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 9 日（火）午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1 号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 同意第 2 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 5 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 6 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 7 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 8 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 11 同意第 9 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 12 同意第 10 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 13 同意第 11 号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 14 報告第 1 号 令和 7 年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
- 日程第 15 報告第 2 号 令和 7 年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
- 日程第 16 報告第 3 号 令和 8 年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
- 日程第 17 承認第 4 号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 18 承認第 5 号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 19 議案第 17 号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 20 号 令和 8 年度板倉町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 21 号 令和 8 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 24 発議第 1 号 板倉町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12 名）

1 番	永 田	亮	議員	2 番	須 藤	稔	議員
3 番	藪之本	佳奈子	議員	4 番	尾 澤	将 樹	議員
5 番	青 木	文 雄	議員	6 番	森 田	義 昭	議員
7 番	亀 井	伝 吉	議員	8 番	小 林	武 雄	議員
9 番	延 山	宗 一	議員	10 番	市 川	初 江	議員
11 番	青 木	秀 夫	議員	12 番	荒 井	英 世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田	富 康	町 長
赤 坂	文 弘	教 育 長
荻 野	剛 史	総 務 課 長
飯 塚	哲 也	秘 書 室 長
橋 本	貴 弘	企画財政課長
福 知	光 徳	税務会計課長兼 会計管理者
宇 治 川	信 子	住民環境課長
長 谷 見	晶 広	福 祉 課 長
山 岸	章 子	健康介護課長
栗 原	正 明	産業振興課長
舘 野	雅 英	地域創生課長
塩 田	修 一	建 設 課 長
佐 山	秀 喜	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長
栗 原	正 明	農 業 委 員 会 長 農 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

新 井	智	事 務 局 長
小 野 田	裕 之	庶務議事係長
本 田	明 子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○荒井英世議長 ただいまから告示第53号をもって招集されました令和8年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○荒井英世議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 改めて、おはようございます。令和8年第2回の定例会ということで招集をかけさせていただきましたところ、議員の皆様、お元気にご参集いただきまして、大変ありがたく思うところであります。3月、9月の予算また決算の議会と異なりまして、6月と12月の議会については、短期集中という形で短い日程の中で行われるわけでありますけれども、今後の町についてのいろいろと大事な議案があるということで、よろしくお願ひしたいというところであります。

世界に目を向けますと、ロシアとウクライナの戦争、またイランとイスラエル、またアメリカの関係というところでいろんな問題が起こっているところでありますが、ウクライナとロシアに関しましては4年以上続いているということで、そのせいで私たちの日常にもいろんな影を落としている。私も農業をやっていたものですから、肥料の値段が上がったり、農薬の値段が上がったり、私たちとは遠くで起こっていることであっても、世界のサプライチェーンといいますか、そういったものを考えると、近くで何も起こらなければよいということではなくて、今、世界で起こっていることというのは我が事として考えなければいけないと。特に今はイランの問題も起こっておりまして、いろいろ政府のほうで石油、重油、また軽油、ガソリン、そういったものの補助をしておりますけれども、実際それがなければどれぐらいガソリンの値段が上がっていくのかなという部分も含めまして、先ほども申しましたとおり、近くで何も起こっていなければ大丈夫というようなことではなくて、やはり世界で起こっていること、それが全部日本に起こっているのかなという感じで、これからもしろいろと注視をしながら考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。

また、国内に目を向けますと、おとといですかね、日曜日に梅雨に入ったということで、台風も来たということで、町としてはどういったことが起こったかということ、私のほうに上がってきている情報といたしましては、南地区でパイプハウスのビニールがまくられて、ゴーヤを作っていた方が影響を受けたということが上がってきておりますけれども、それだけで済んだということで、あれだけの台風だったにもかかわらず、影響は最小限だったのかなというふうに考えているところでもあります。

農業という部分に関しましては、ちょうど梅雨におととい入ってきたわけですがけれども、まだ麦も刈り残りがあって、これから麦の黄金色から田んぼの緑に変わっていくという状況であるところでありますけれども、ナフサが目詰まりをしていると。実際には足りているというようなことも言われておりますけれども、私の周りでもマルチがないとか、ビニールの張り替えがなかなかできないというような話も聞いております

ので、その辺も今後解消されていってもらえればよいのかなというふうにも思っているところでもありますし、先般のニュース、報道によると、やはり少子高齢化、特に少子化という部分におきましては、国また県、当町においてもですけども、子供の数が少なくなっている。これからを考えていけば、どんどん人口の減少、子供は少なくて高齢者が亡くなっていく。自然減、これはもう町がどうこうできる、私でどうこうできるという部分ではないのかもしれませんが、そういった社会情勢の中で何をやっていけばよいのかというところは、逆に言うと今まで経験をしたことがないわけです。ずっと右肩上がりの人口増加の中での今までの施策。国、県、もちろん町にとってもそういった形で動いてきた中で、人口が減っていくという中での施策をどうやって考えていくのか。新しく物を造ったときに、ランニングコストがどうかかって、それをどういうふうにみんなで維持していかなければいけないのか、そういったものを含めたことも考えながらの町の施策もこれから考えていかなければいけないということで、今まで経験してきたことがないものですから、いろいろ頭を悩ませているところでもございます。

今回の6月定例会、時間は短いですけども、内容の濃い議会にさせていただきたいというふうに思いまして、これから提案させていただく議案、たくさんございますけれども、ご協力をお願いいたしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○諸般の報告

○荒井英世議長 それでは、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出がありました例月出納検査の結果を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件11件、報告3件、承認2件、条例の一部改正議案3件、補正予算議案2件、議員発議1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○荒井英世議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

3番 藪之本 佳奈子 議員

4番 尾 澤 将 樹 議員

を指名いたします。

○会期の決定

○荒井英世議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長に報告を求めます。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、今定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。5月21日に開催した議会運営委員会において協議した結果、会期については本日6月9日から6月12日までの4日間と決定いたしました。

議事日程については、本会議初日の本日、同意第1号から同意第11号までについて、提案者による提案理由説明の後、審議決定いたします。次に、報告第1号から報告第3号までについて、提案者による報告を行います。次に、承認第4号及び承認第5号並びに議案第17号から議案第19号までについて、提案者による提案理由説明の後、審議決定いたします。次に、議案第20号及び議案第21号の補正予算関係2議案について、提案者による提案理由説明の後、予算決算常任委員会に付託をいたします。次に、発議第1号について、提案者による提案理由説明の後、審議決定いたします。なお、本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件について審議の上、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第2日目の6月10日は、6名の議員が一般質問をいたします。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定し、本会議第2日目を終了いたします。

第3日目の6月11日は休会といたします。

最終日となる第4日目の6月12日は、議員派遣の件及び閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了いたします。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、今定例会の会期については委員長報告のとおり、本日6月9日から6月12日までの4日間と決定いたしました。

○同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任について

○荒井英世議長 日程第3、同意第1号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、同意第1号につきまして提案理由を申し述べたいと思います。板倉町固定資産評価員の選任についてでございます。

本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産を適正に評価できる者として議会の同意を得て、税務担当課長を選任をしてきたところでございます。このたびの選任は、令和8年4月1日付の人事異動によりまして、税務課長の職にあった長谷見晶広氏が異動になりましたので、その後任

として、新たに税務会計課長となった福知光徳氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○同意第 2 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 3 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 4 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 5 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 6 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 7 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 8 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 9 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 10 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○同意第 11 号 板倉町農業委員会委員の任命について

○荒井英世議長 日程第4、同意第2号 板倉町農業委員会委員の任命についてから日程第13、同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 ありがとうございます。

同意第2号から同意第11号までの10議案につきましては、板倉町農業委員会委員の任命に関する議案でございますので、一括して説明いたします。

これらの議案につきましては、板倉町農業委員会委員10名の任期が令和8年7月19日をもって満了となるため、それに伴う後任の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

初めに、同意第2号 板倉町農業委員会委員の任命についてをご説明いたします。氏名、根岸幸子氏を任命したく議会の同意を求めるものでございます。

以下同様に、同意第3号、氏名、青木繁雄氏、同意第4号、氏名、松本浩幸氏、同意第5号、氏名、野村

小百合氏、同意第6号、氏名、田部井昭盛氏、同意第7号、氏名、多田元宏氏、同意第8号、氏名、森田隆氏、同意第9号、氏名、小林貞幸氏、同意第10号、氏名、二ノ宮行雄氏、同意第11号、氏名、落合均氏をそれぞれ任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号から同意第11号までの10名の方々は、いずれも農業に関する識見を有していることはもちろんのこと、委員候補として、地域で組織する各種団体等により推薦をされた方々でございまして、農業委員会委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間でございます。

以上、同意第2号から同意第11号までを一括してご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本10案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認め、本10案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

初めに、同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第10号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第11号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定しました。

○報告第1号 令和7年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

○報告第2号 令和7年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

○報告第3号 令和8年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○荒井英世議長 日程第14、報告第1号 令和7年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてから日程第16、報告第3号 令和8年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてまでを一括議題とし、町長に報告を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、報告第1号から報告第3号までの報告事項につきまして、一括してご説明させていただきます。

初めに、報告第1号 令和7年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてをご説明させていただきます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業につきましては、人事事務事業の職員事務一般経費ほか全10事業でございまして、翌年度への繰越額は7,339万6,000円でございます。この財源内訳といたしましては、国、県支出金1,645万1,000円、一般財源5,694万5,000円でございます。

以上で報告第1号の報告を終わります。

次に、報告第2号 令和7年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてをご説明いたします。本報告は、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

令和7年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等を実施いたしました。決算につきましては、収入が1万3,454円であったのに対しまして、支出は5万8,140円であり、4万4,686円の損失でございました。なお、決算につきましては、町の監査委員から適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上で報告第2号の報告を終わります。

次に、報告第3号 令和8年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてをご説明いたします。本報告は、報告第2号と同様の理由により報告するものでございます。令和8年度の主な事業計画といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務であります。予算の概要につきましては、収入は29万4,000円、支出は25万4,000円を見込んでおります。支出につきましては、用地調整業務の費用及び法人税等の経費が主なものであり、収入につきましては、群馬県企業局からの用地調整業務に関する収入及び預金利息の収入が主なものとなります。

以上で報告第1号から第3号までの報告を終わりにさせていただきます。

○荒井英世議長 以上で報告第1号から報告第3号を終わります。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

○承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○荒井英世議長 日程第17、承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）及び日程第18、承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 承認第4号及び承認第5号の承認事項につきましては、一括してご説明させていただきます。

初めに、承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）をご説明いたします。本案につきましては、令和8年度税制改正により、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月中に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、板倉町税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容といたしましては、令和7年度末をもって環境性能割を廃止することに伴い、現行の軽自動車税種別割を軽自動車税とするなど、所要の措置を講ずるものでございます。いずれも上位法であります地方税法の改正に伴うものでございます。

以上で承認第4号の説明を終わります。

次に、承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）をご説明をさせていただきます。本案につきましては、令和8年度税制改正により、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月中に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、板倉町国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容といたしまして、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げるもの、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする規定を新設をするもの、均等割、平等割の5割軽減判定所得の算定に係る被保険者1人当たりの加算額を30万5,000円から31万円に引き上げるもの、均等割、平等割の2割軽減判定所得の算定に係る被保険者1人当たりの加算額を56万円から57万円に引き上げるもの、軽減世帯に係るもの、未就学児に係るもの、出産被保険者に係るもの、18歳未満被保険者に係るものについての減額規定を新設するものでございます。いずれも上位法令であります地方税法施行令の改正に伴うものでございます。

以上、承認第4号及び第5号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

初めに、承認第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、承認第４号は原案のとおり可決されました。

次に、承認第５号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより承認第５号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、承認第５号は原案のとおり可決されました。

○議案第１７号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第19、議案第17号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、議案第17号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、群馬県が定める労務・技術者単価における特殊作業員の単価が本年４月に改定されたことに伴い、当該単価に基づいて算定している災害応急作業等手当の額を改定するものでございます。

内容につきましては、邑楽東部第１排水機場において行う排水作業等に職員が従事した場合の１時間当たりの手当額を、平日の午前５時から午前８時30分まで及び午後５時30分から午後10時までのときには4,234円、午後10時から午前５時までのときには5,081円とし、休日の午前５時から午後10時までのときには4,573円、午後10時から午前５時までのときには5,420円として、それぞれ手当額を改めるものでございます。

以上、ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議案第18号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第20、議案第18号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第18号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、令和8年4月の板倉町行政組織改編に関連した所要の条例改正を行うものでございます。

本条例につきましては、令和7年12月定例会においてご承認いただきましたが、その後の組織改編に向けた細部の検討、調整により、地域創生課と建設課の間で事務分掌の異動が生じたため、改めて改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、建設課の事務分掌、公営住宅に関すること、これを地域創生課に移管するものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議案第19号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第21、議案第19号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第19号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、特定業務施設整備計画の認定期限が令和8年3月31日から令和10年3月31日に2年間延長され、また特別償却設備に関する規定の整備が行われたため、町の同制度における固定資産税の課税の特例に関する本条例において、同様の改正を行うものでございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第19号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○荒井英世議長 日程第22、議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について及び日程第23、議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第20号及び第21号の2議案につきましては、補正予算に関する議案でございますので、一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,398万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を68億398万6,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に47万3,000円、繰入金に2,040万5,000円、諸収入に310万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、衛生費に646万2,000円、農林水産業費に739万5,000円、商工費に1,480万3,000円、土木費に2,433万8,000円、諸支出金に20万円をそれぞれ追加し、総務費から1,779万7,000円、民生費から900万7,000円、教育費から240万8,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上で令和8年度板倉町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ683万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,821万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に9万円を、県支出金に4万5,000円を、繰入金に664万5,000円を、繰越金に5万6,000円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費に660万円を、地域支援事業費に23万6,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第20号及び議案第21号を一括してご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第20号及び議案第21号については、予算決算常任委員会に付託の上、審議することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号については、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

○発議第1号 板倉町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第24、発議第1号 板倉町議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

市川議員。

〔10番 市川初江議員登壇〕

○10番 市川初江議員 それでは、発議第1号 板倉町議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町議会議員の定数を12人から11人に改め、次の板倉町議会議員一般選挙から施行することを提案するものでございます。全国自治体の議会においては、平成20年から長期にわたる全国的な人口減少を踏まえ、議員定数の削減は時代の流れとして避けられないものと捉える風潮があり、議員定数の見直しが議論されているところでございます。

当町における人口の変遷を見ますと、議員定数を14人から12人に改めた平成23年4月には約1万5,800人であったのに対し、直近では約1万3,200人まで減少しているほか、将来的にも逡減が見込まれております。このような現状を鑑み、当議会といたしましても、令和7年10月から主体的に議員定数の見直しについての検討を始め、令和8年1月に板倉町行政区長会から提出された要望書の趣旨を真摯に受け止めつつ、慎重に議論を重ねてまいりました。議員定数の見直しは、単なる人数の減少を目的とするものではなく、将来にわ

たって持続可能な議会として、より機能的かつ効率的な体制を構築するためのプロセスの一環であります。議会の存在意義や二元代表制の趣旨が損なわれることなく、議会運営の最適化を図ることこそ市民の負託に応えるべき我々議員としての使命であるとの結論に至り、本案のとおり提案するものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○荒井英世議長 本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日の午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午前 9時50分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

令和8年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和8年6月10日（水）午前9時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪 之 本 佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	小 林 武 雄	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
11 番	青 木 秀 夫	議員	12 番	荒 井 英 世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
荻 野 剛 史	総 務 課 長
飯 塚 哲 也	秘 書 室 長
橋 本 貴 弘	企画財政課長
福 知 光 徳	税務会計課長兼 会計管理者
宇 治 川 信 子	住民環境課長
長 谷 見 晶 広	福 祉 課 長
山 岸 章 子	健康介護課長
栗 原 正 明	産業振興課長
舘 野 雅 英	地域創生課長
塩 田 修 一	建 設 課 長

佐	山	秀	喜	教 育 委 員 会 長
				事 務 局
栗	原	正	明	農 業 委 員 会 長
				事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

新	井		智	事 務 局 長
小	野	田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
本	田	明	子	行 政 庶 務 係 長 兼
				議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告をいたします。

予算決算常任委員長から提出されました委員会付託案件の審査報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○荒井英世議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 6番、森田です。おはようございます。本日も通告書どおりに質問をさせていただきます。

今朝一番の新聞でしたが、板倉町で議員が1人削減と出ておりました。自分も身を引き締める思いで読んでおります。

今年の大学の入学式で、人間の未来を決定させるのは心だと言う学者がおりました。どんなにAIが進んでも、最後は人間の心が決めるのだと、そういった思いかと思います。その心を養うのが公園かと思っております。今、当町では、中央公園を改修しているかと思えます。大変明るくなってきた感じがいたします。ただ木を切っただけではないと思うのですが、それらを踏まえて質問をしていきたいと思えます。中央公園と呼ばれると、当町を代表する公園かとまずは思ってしまう。あの中央公園は、かなり古くからあるのですが、整備されるのは初めてかと思えますが、どうなのでしょう。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 整備についてはどうかということですが、整備につきましては、公園につきましては昭和54年6月23日に総合公園として供用を開始して以来、日常的な日々の管理等は実施しておりましたが、再整備というような状況をもたらすのは今回が初めての考えであるとは考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 なぜ今なのでしょう。木も大きくなり、そこそこ貫禄も出てきました。立派な木になれたかなと思っておりますが、そのほとんどを今回初めて全部切ってしまったのかなと思っております。何か理由があれば伺いたいと思えます。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 昨年度来から間引きのような行為はしております。それにつきましては、先ほど言った昭和50年代に整備されて以来、植栽した木につきましては守り育てるような考えであったのですが、小さな木も大きくなりまして、うっそうとして周りから見えない状況もございました。そういった不審者とか、子供たちが自由に遊べる空間としては、うっそうとしているような公園の木は不適切ではないかと考えたところから、全部取るのではなく周りから見通しの効く程度、木陰を残して伐採という行為をさせていただきました。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 中央公園ですが、隣は雷電神社なわけであります。中央公園の土地は、雷電神社の土地ということになっておるわけですか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 中央公園につきましては、今もそうなのですが、雷電神社の所有地ということで、町のほうでお借りしまして公園を設置している状況でございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 あそこ、たしか真ん中は大きな池がありましたよね。池をなくして、また新たに池を造った公園かと感じております。公園は町のもので、土地は雷電神社。管理者となるとどちらになるわけですか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 公園部分の管理につきましては、板倉町、建設課のほうで管理をしております。それと、スポーツ施設につきましては、教育委員会のほうで貸出しを含め管理等を行っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ましてや中央公園という名前ですから、やはり名前にふさわしい期待もかかるかと思います。雷電神社と言え、自分の子供の頃ですが、にぎやかで、5月ともなれば、それはそれは注目の的で、板倉音頭の歌詞のとおり、花火が上がれば気になって気になって、学校へ行っても、心はここにあらずでした。今となれば本当によい思い出です。そこへ公園がとなると、1年中楽しめるように考えたのかなと思っております。木が大きくなって随分周りから見づらい、暗くなってきたということで整備工事ということなのかなと思っております。ただ、自分の子供の頃は遊具などはありませんでしたので、木に登るというのが一つの遊びになっておりました。あの木に子供が登って降りられなくなったような事件はないですね。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 資料があるかといえないのですが、私が平成13年から建設課に関わっているのですが、それ以来につきましては、木にぶつかってけがとかそういうのは実際あるのですが、登って降りられな

くなったということは認識はありません。報告も受けておりません。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今回の工事、かなり大胆な感じを受けます。それは、大きな木を切ったからです。例えば、小さな子供たちが水と戯れることができるのか。違った言葉で言えば、水たまりのできない水遊びができる場所、そういったじゃぶじゃぶ池というのですか。これって、最近はかなり人気があると聞いております。何ととっても、夏の暑いときに誰でも頭から水をかぶりたくなる。猛暑と言っても過言ではないでしょう。暑い夏が今年も来るのだなと思っております。そのために、小さな子供の憩いの場となるのですが、どうでしょうか。じゃぶじゃぶ池の計画があるのか、お聞かせください。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 公園につきましては、現在、コンサル会社に再整備に関するプランの提案をお願いしております。どのようなプランが提出されるのかを期待しているところでございます。そのプランが提出された段階で庁内で公園として有意義なものになるかを検討いたしまして、事業化できるものであれば進めたいと考えております。ですので、今のところ、そのプランにつきましては、民間の活力投入とかもできれば協力していただきたいという考えがありますので、公園につきましては、町のほうからこうしてください、ああしてくださいという提案はしておりません。コンサル会社のほうの提案で民間活力を導入できるような案を今お願いしている状況ですので、現在におきまして、そのようなじゃぶじゃぶ池を造りますとかどうしますという考えはございません。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 でしたらこちらから、まだ計画も何もないのですからお願いしたらどうですか。これはウケますよ。じゃぶじゃぶ池は本当に。館林にもありますけれども。まず、水がたまらないということが事故にはつながらないということです。ただ、噴水でお金がかかるのかなとは思いますが、場所的にも結構広いですし、それで周りに池もあります。2つぐらいあります。あれ、みんなつながっているのですけれども、入れないのですから。でしたら、じゃぶじゃぶ池があると大変ウケるかなと思っておりますが、課長、どうでしょう。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 子供たちにとってはすばらしい提案だと思うのですが、先ほど言ったように、まずは管理も受けていただきたいという前提、民間の方にできることなら受けていただきたいという考えが正直ございます。それにつきまして、先ほど言ったように、そちらの提案をまずは見せてくださいと。その中で協議ができるものは、全てそれで決定ではございませんので、協議する中で町の考えを伝えることはできると思いますので、検討の中に入れていただければと思います。

○荒井英世議長 森田委員。

○6番 森田義昭議員 業者をお願いをしていると聞いておりますが、その業者にいつまでお願いができるのですか。締切りはないの。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 締切りというのは、実は設けておりません。町としての考えは、地方創生交付金のような補助金を導入したいというのが大前提にあります。その中で必要なものが民間活力、民間事業とかそういうのが必要になってくるので、その協力を得たいという話で求めています。一つの目安として、今年度の募集は締め切っているのですが、2次募集があるかないかというよりも、今の時期、6月になりまして、今度間に合うのが来年度の事業にできることなら補助事業のほうに手を挙げて、できれば活用していきたいという意思がありますので、それに間に合うように提案をお願いしたいというのは促しております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そして西隣ですが、隣にあるのはサッカー場ですか。公園の隣に一年中サッカーゴールがあるのですが、あれってサッカー場なのですかね。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 それでは、教育委員会事務局のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

サッカーゴールのほうが常置されております芝生広場につきましては、板倉町スポーツ少年団の登録団体であります板倉サッカークラブジュニアが主に使用していることから、教育委員会事務局のスポーツ振興係のほうで管理を行っているところです。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 あのサッカー場は、誰の土地なのですか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 土地につきましては、雷電神社の所有地になります。それをお借りして、町の管理下に置いております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 ということは、雷電神社があるところからこっちの道まで雷電神社の土地なのですかね。それは初めてお聞きしました。そう言われれば、あそこで田植えをしているとか稲刈りをしているというのは見たことはないのかなとは思っておりますが、今回の公園の改修にはサッカー場も含まれているのですか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 そのコンサル会社と一通り公園地内、弓道場までなのですが、そちらまで一旦コンサルの人といろいろ見まして、実際に運動施設というのはまだ使えますよねということで、運動施設はいじらない方向で考えておりますので。ただ、先ほど言った芝生のサッカー場につきましては、サッカー場というよりも公園内の芝生広場という解釈がありますので、そちらの町道1―12号線から東側についてどのようにか再整備をしたいという提案を求めています。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 先ほど、答弁で課長が替わったものですから、あれ、どうしたのかなと思ったら管轄が違うというような話でした。サッカーゴールは、結構事故があるのですよね。倒れてしまう。結構亡くなったりもするのです。子供が。そのときに管理者というか、問われる人は誰なのですか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 お答えを申し上げます。

先ほどの繰り返しになりますけれども、あそこの芝生広場の部分につきましては教育委員会事務局のほうでということになりますので、やはり町であったり、教育委員会事務局であったりということになろうかと思えます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 町だったりということになりますと、町長までいくのですか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 当然、管理をしておりますので、そういう話にもなろうかと思えます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 町長、知っていましたか。ゴールポストで事故が起こると、町長……

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 町管理の物件につきまして、最終的に責任を求められるのは私、町長であるというふうに思っております。

森田議員のご質問、議員になられてから毎回一般質問をされているということで、大変敬意を持って聞いているところでもありますし、よい提案もいただいているということで大変ありがたいというふうに思っているところでございますけれども、今回、公園の改修もしくは整備につきましては、私の公約にも挙げておるところでございます。実際、板倉町にはどの公園を整備するのが一番よいのか、どういった形での公園整備がよいのかというところで、やはり中央公園であったり、ふれあい公園、水郷公園、天神池公園と町には幾つか直轄の公園がありますけれども、その中でどこをどういうふうに整備して、町民の皆さんに満足が一番いただけるところがよいのかという部分も含めて、なかなか庁舎内、役場職員の中では、今までそういった経験をしてきていなかったという部分も踏まえまして、であるならば外から、例えばコンサルの会社等に見てもらって、実際のところ、そういったところが、例えば千代田のなかさと公園であったり、境町の公園であったりという部分を整備してきている実績がある中で、そういった企業の一つにお声をかけさせていただいて、見ていただいているところでございます。町の単費、町の財政だけでそれを整備するのであれば、なかなかほかの優先順位の部分も含めまして大変になってきますので、ならば民間の活力を入れるといいですか、民間からの出資をいただいて整備をしていく。そういったことを考えながら今回の整備事業計画を立てているところでございますので、中央公園が多分メインになるのかなというふうには思っておりますけれども、ふれあい公園の水上ステージを直すとか、いろいろあるところなのですけれども、やはり駅周辺、遊水地を絡めた今後のプランも考えていくと中央公園だけではないのかなというような案も出てきているとこ

ろでございますので、最終的に決定を下す私とするとなかなか悩ましいところはあるのですが、議員おっしゃるように、公園整備というのは町の、特に子育て世代の若いご家族の方には大変重要でありますし、私も子育てしてきて妻からは遊ぶところがないというような話も聞きますし、私も町長就任して役場庁舎内のアンケートを取った中でも、やはりそういった子供が遊べる場所が欲しいというような意見は承っておりますので、ここなるべく早期にできれば1期目の中で整備のめどが立てられればいいかなというふうに動いてきているところでございますので、いろいろご指摘ありがたく承って、今後、担当部署とも密に動いていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 今の町長の言葉です。だんだん話が複雑になってきますので、取りあえずは町長の応援団と思っておりますから、その辺はよろしくお願いいたします。それらを含めて公園なのですが、あそこは教育委員会の話ですと、最初はサッカーやっていなかったですね。あの頃はソフトボールか何かがはやっていて、そんなことをやっていたのですが、もちろんグラウンドゴルフ、ゲートボール等もやっております。サッカーゴールは誰のものなのですか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 お答え申し上げます。

先ほど、教育委員会事務局のほうで管理をということなので、教育委員会事務局、町のほうでの所有ということになってございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 サッカーゴールは町のものなのですね。そうすると、置き場所がない。あそこしか。あのサッカーゴールを一々しまうわけにはいかないのということだと思っております。公園として、町も町民のために用意するのかなと思っておりますが、ただ安全でないといけない。安心安全が、先ほどの町長の言葉にもありましたが、第一とっております。安心安全が1番。この中央公園は、どういうふうに見ているのか。サッカー場ですと、練習がある日はまず使えないですね。サッカーで埋まってしまうから。コーチや関係者は責任を負わない。負いますよね。当然、子供たちの安全安心もコーチは含めているのでしょうから。でも、公園ですと、夜でもサッカーやる、ナイター設備ないですから、町民の憩いの場所かなと思います。何がすごいって、あそこには交番があるのですよね。交番があるということは、安心安全にはつながるのかなと思っておりますが、そういった意味である公園の管理をするに当たって、交番のお巡りさんにもその辺は話はしてあるのですか。どちらが答えてもいいですけども。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 交番のほうにこっちの管理もということはお願ひしておりません。警察につきましては、特化してここを見守ってくれ、見回り程度はしてくれるとは思いますが、ここを管理してくれとかそういう概念はございませんので、できる限り町のほうで管理して、何か有事の際には交番のほうにも協力を依頼したいとは考えております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 直接的な交番をお願いはない。でもあれば、不審者の人には強力なインパクトを与えるのではないかなと思っております。あそこに交番があるというだけで、その辺は違ってくるのかなと思っています。これが今はやりの熊ですと、熊は交番を知らないですからあれですけども、不審者は交番を怖がるでしょう。そういった意味では、一言、交番のお巡りさんにも声をかけるのが必要かなと思います。どうでしょうか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 一声ということですが、公園の不審者対策につきましてですが、不審者対策につきましては、板倉駐在所北側にあるさくらトイレ、過去に頻繁にいたずらがあったため、令和5年にトイレ入り口付近に防犯カメラを設置しております。その際に、当時の、今の駐在さんと違う方が駐在しているときですが、その駐在員の方の意見も聞きまして、やはり駐在所の方は公園を理解しておりまして、こういうところが危険だよとか、そこにせっかくカメラを付けるのであれば、町とすればトイレ、浄化槽等にいたずらがあったものですから、できるだけそちらの不審者を撮りたいと思っていたのですが、駐在さんのほうから、それも必要だろうけれども、奥に駐車場が広がっているんで、そっち側もいろいろ問題があると私は思っていますという意見もありましたので、そういう協力を得ながらカメラの角度、アングルとか決めておりますので、駐在さんのほうも何もなくとも見守ってくれているのかなとは思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 あそこの公園ですが、別の見方をしますと周りに桜の木が植わっているのですよね。今年も時期には、あでやかに咲いておりました。たしか昔は、あそこで桜祭りなんていうのもやったような気がします。下が芝ですから、上に桜が咲いている立派な公園ですよね。ただ、ベンチがないのですよね。ベンチがあると、またグッと公園らしさが出てくるのかなと思っております。その業者さんは、その辺も考えているのかなと思いますが、一応聞いておきます。ベンチはどうか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 ベンチはということですが、町がプランに対して口は出していないのですが、こういうのが理想ですよということは伝えております。ただ、条件的にあちらの運営する、例えば管理者となる中での意見、それを最大限優先したいと思うのですが、何しろ町民の方々が憩える場所でなくては駄目ですよということは申し添えております。現在も公園には幾つか、目立たないかもしれませんが、芝生広場にはちょっと目立たないところに実はベンチはございます。中にも幾つかベンチは配置しておりますので、もう少し分かるような状況、確かに草も生えたりしていますので、そういうので見えないかもしれないですけども、そういう状況は変えていきたいと。ただ、新しい公園につきましては、そういうのを含めて、町民の方々が憩えるスペースを町は欲しいのですよというのは絶えず投げかけておりますので、そのような方向に向かえればとは思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的に桜の木は1本でも、数本あるだけでも咲いている時期だけは派手さがありまして、町が何を用意しても有効な憩いの場になるのかなと思っております。芝生があって、桜の木があっ

て、ベンチがあれば、隣に交番があれば、これはもう安心安全、はたから見れば立派な公園になるかと思っています。どのように変身するのか期待を持って待ちたいと思いますが、桜の木と言えば、あそこの中央公園から南へ水郷公園があります。あそこの桜もきれいですよね。あそこは、ただ入っていけないのですよ。桜が咲いても草がぼうぼうで。町長、あそこの桜を見たことがありますか。

○荒井英世議長 小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 私も板倉町民でございますので、当然見たことはございます。また、水郷公園につきましては、今年、令和8年度から管理の方法が変わりまして、今までは呂楽の漁協に管理をお願いしていたところだったのですが、漁協の解散に伴いまして、町で管理をするということになりました。お金はかかってしまうところなのですが、町から管理人を派遣して、草刈り等の環境整備のほうも行っているところでございます。議員ご指摘の桜でございますけれども、ご存じのとおり、クビアカツヤカミキリですか、こちらの被害が県内もしくは全国的にも広がっておりまして、なかなかこれを止めることは難しいという部分と、クビアカツヤカミキリに強いジンダイアケボノという桜の種類があるということで、この3月でしたか、4月でしたか、大泉高校のご協力を得て、町にも7本の苗木を頂戴いたしまして植樹をしたところなのですが、ジンダイアケボノに対しても害をもたらすツヤハダゴマダラカミキリという新しいカミキリムシも、恥ずかしながら群馬県で最初に町内で見つかってしまったと。それも水郷公園から見ついているということで、本当に追っかけっこになってきているというようなところもございまして、古木に宿って枯死させてしまうカミキリムシ。そうすると、前回の台風であったり大風であったときに倒壊してしまうと、これはこれで町民の皆さんにご迷惑をおかけしてしまうということで、やはり枯死した部分については伐倒という形で、今は残念ながら数を減らしているというところもございまして、今後のクビアカツヤカミキリまたはツヤハダゴマダラカミキリのほうの対処がしっかりできたところにおいては、今後、補植、植樹していくのも、これからの10年先、20年先きれいに咲いてもらえる桜を残していくという部分についてもつながると思っていますのですが、今の段階で対処が非常に難しいという中で、植えて、また枯れて、植えて枯れてというようなことをしていくよりは、何年かかるか分かりませんが、対処の仕方がある程度は確立されてきてから植樹していきたい。たしか、みどり市でしたかね、ハナモノのところでも吹きかける対処を始めたというような記事も新聞紙面で拝見はしておりますので、新たな対処方法がしっかりと見つかって、今後もしっかりと残していけるというのが分かることができるのであれば、そこにお金を投資して植樹をしていきたいというふうに思っておりますので、現段階においては危険除去という部分についての伐倒は致し方ないというふうに考えているところでございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 あそこの桜は近づけないので、遠くで見てちょうどよいのかなと思ってはおりますが、あそこ昔、水車もありましたよね。でっかい水車。そのときに聞いたことがあるのですよ、役場の職員の人に。あの水車は、いつ回るのですかと。回ったことないですから。そうしたら、あれ町のものではないのだよねと言われたので、そうなのですねと。それが今度は町に移管されたのですから、あそこも。ただ、このカミキリですが、カミキリに強い何かはないのですかね。カミキリが大好物というような動物がいればこれはしめたものですが、そこまではないのでしょうね、きっと。あそこの芝を刈ってもらってベンチでも

置けば、あそこも立派な公園になるのかなと思っております。改めて新しい公園を造るのではなく、あるものの利用ですか。中央公園などもその一環の一つと考えておりますが、総合公園として一年中楽しめる利用なども提供していくといった考えを示していただければよいかなと思っております。取りあえず、役場を中心に雷電神社、水郷公園、進めていければよいのかなと思っております。いつまでもこの質問をしていますとこれで終わってしまうものですから、次の質問に行きたいと思っております。

地域活動支援センター、障害者デイサービスセンターについてお聞きします。利用人数を含めてどれぐらいいるのか、増減が分かれば教えてください。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えをいたします。

地域活動支援センターですが、こちらの施設は雇用されることが困難な障がいを抱えている方に対して、創作活動や生産活動の機会を提供し、地域社会との交流を支援することで、利用者の能力や可能性を広げることを目的とした通所の施設でございます。現在、定員15人に対して、登録者17人となっております。

次に、障害者デイサービスセンターですが、こちらは在宅で日常的に支援が必要な重い障がいを持った方に対して、日常生活訓練、また機能訓練を通じまして、在宅での生活が生きがいを持った充実したものとなることを目的としました通所施設ということでございまして、現在、定員4人に対して、登録者は3人となっている状況でございます。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 この障害者デイサービスセンター、通年はどのような活動をしているのでしょうか。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 障害者デイサービスセンターの活動状況でございますが、先ほど施設の概要を説明させていただきましたが、重い障がいを持った方が通われる通所の施設ということで、日常的に歩行訓練や車椅子での散歩、また手先を使った積み木の組立てやボール入れなど、それぞれの利用者の障がいの程度によった機能の回復訓練などを日常的に行っております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 その一つのお仕事といいますか、年間に8,000円でプランターがもらえるのです。年4回ですか。これ、かなり好評であって、少し水をあげると満開になって、うちの玄関先も大変にぎわっております。これ、以前に総務文教の委員長をやらせていただいたときに、先輩議員の指導によって、森田、委員長になったのだからこれぐらい取れよと言われたものですからもらいました。そのときに配達に来る子がちょっと障がいがあるかなと思っております。そういったことで、こういった子がこういった仕事ができるのか考えるのも課長の一つの仕事かなと思っております。ただ、なかなか盛り上がりには欠けているような気がします。もちろん、関わっている方の苦労も大変なこととは思いますが、何か有効な手だてはないの

かなと思っております。町ではどのように考えているのか、意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

その前に、障がい者問題となると、いろんなところで問題があるのかなとは思いますが、ちゃんと町として、都度都度、難しいところへも手を伸ばして対処していただければと思っています。もちろん、やっているとは思っていますが、あらゆる人、町の人々が幸せを感じられる町政を忘れることなく進めていくのが町長であってほしいと思います。

そのような子が1人でも2人でも、もし100人いたとしてもこういったことは必要かなと思っておりますが、先ほどの質問で、町では障がい者に対してどのように考えているのかお聞きできればと思っております。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えいたします。

先ほど議員さんからプランターの事業ということでお話ありましたが、プランターの事業については地域活動支援センターのほうで実施をしているということでございます。このプランター事業のほかにも活動支援センターでは、農家さんとか企業さんから受注した簡単なお仕事、例えばキュウリ箱の組立てとかそういったのも行っておりますし、町外の企業さんへ訪問して清掃活動なども行っているということで、農家さんや企業さんから受注したこういった作業を通して自ら賃金を得るという、そういった活動は、ご本人様にとって社会的責任の一端を担っているというような認識を持ってもらって、地域社会との交流が図れること、これが今後の利用者の生産活動への喜びや意欲につながっているものかと考えております。やはり、利用者の方には施設に楽しく通っていただくことが、多くいらっしゃる障がい者の方に対しての社会、今後の生活の糧となるものかなと考えておりますので、いろいろな企画等を通してまずは楽しく通っていただいて、その中で利用者それぞれの目的を見いだしていただくような取組も推進していきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 基本的に、本人もそうですが、家族も楽と言ってはなんです、社会の一員としてうちの子が認められているのかなといった思いもかなり強いと思います。何かをやれないのではなくて、これはできるねといった姿勢が必要かと思っております。

時間も来ていますので、本日も的確に各課長に答えていただきましてありがとうございました。

以上で……

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ちょうどあと1分というところでありますけれども、障がい者の方の自立支援につきましても大変重要な問題だというふうにも考えております。一体どこにどういった部分の障がいがあるのかという部分について、各人変わってくところではございますし、障がいをお持ちの方でも、この分野についてはとてもすごくグッと入っていった集中力を持たれている方とか、適性適所という部分もございしますので、農福の連携というところにおきましても、私の知り合いの農業法人のほうでも障がいをお持ちの方を雇って、それはそれで大変集中してやっていただける方もいれば、適性がないと言われる方もいらっしゃる

ったということですが、そういった部分でやはり生きがいを持てる職場をどうやってつくっていくのか。また次、尾澤議員からの質問もごさいすけれども、障がいをお持ちの方を町の職員としてどういった形で雇っていけるのか、雇わなければいけないのかという部分もごさいすので、しっかりと心に刻みながらやっていきたいというふうに思っております。よい質問、ありがとうございました。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 そういった日の当たらないところにも目をかけていただくと。これは、切に町長にお願いをしておきたいと思います。

以上で終了いたします。

○荒井英世議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時46分)

再 開 (午前10時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木秀夫議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 では、早速質問に入らせていただきます。

最近、人口減少とか、あるいは少子化というニュースが大きく取り上げられております。新聞でも本当に大々的に取り上げられています。人口減少、少子化問題については、国も地方自治体も何十年の間、全力を挙げて、あらゆる手段を講じて対策を練ってきておるわけですが、現実はどうかということ、結果は予測を超えるスピードで悪い方向に向かっているようです。この現実、なかなかこれ抗ってどうするかというと難しい問題だと思いますので、現実に沿って適応して、うまく対策を練っていくのが一番の策かと思うのです。

県内でも学校の統合問題とかいうのが、最近、新聞にちらほらと散見されております。板倉町でも当然、少子化の進む中では学校の統合問題とかも早く検討していかなければ、そのうちではなくて、今直ちにその検討に入っていかなければいけないのかなと思うのです。5年、10年先はすぐ来ますから、必ずやってきますから、早めに検討していただければと思うのです。

そこで、通告に従って質問に入らせていただきます。質問の内容については不明な点があるかと思いますが、もし分からないことがあったら逆に質問していただいて、反問権もありますから、逆に意見を述べていただいて結構かと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。できるだけ質問と答弁がかみ合うような形で持っていければと思いますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。通告に出してありますように、まず学習指導要領と教科書の問題について、私は学習指導要領を見たこともないのでどういふものだ

か分からないので、学習指導要領と教科書との関係についてはどのような関係になっているのか、まず簡単に伺いたいと思います。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 それでは、お尋ねにありましたように、学習指導要領と教科書の関係についてでございますけれども、各学校で使用する教科書については、学習指導要領に定められた教育目標を達成するための主たる教材ということで重要な役割を担っているものと認識しております。この学習指導要領は、教育課程、学習内容の基準を示すものということで、法的な拘束力を持っております。したがって、使用される教科書については、学習指導要領に示された目標や内容に準拠しているのかどうかというのを厳格に審査する必要があります。文科省のほうで教科書検定を行い、選定しているということになっております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 教科書というのは、民間の教科書会社は何社か作成しているわけですね。その教科書は、学習指導要領に合致するというか、合ったものでないと検定されないわけですか。そうすると、学習指導要領というのは上位にあって、教科書はどっちかっていうとそれに従って検定されないと販売できないということで、学習指導要領のほう上位にあると。しかも、今の教育長の説明ですと、法的に効力があるということなのですか。そういうことですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 先ほども申し上げたとおりでございます。学習指導要領に示された内容がきちんと盛り込まれているのかどうかというのを文科省のほうで検定すると。民間の教科書会社が教科書を作りまして、そちらのほう内容に合っているかどうかということを調べて、そして合格したものが子供たちの手に渡るというような、そういう流れになっております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうしますと、最近、私立の小学校、特に中学校なんかは随分増えていますよね。私立の中学校の数なんかは、最近、全国でもかなり増えていると思うのですよ。小学校だってあるのでしょうか。そういう私立の学校なんかに学習指導要領の効力というのは及んでいるのですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 私立の学校ということでお尋ねなのですが、これは私立、公立に限らず、日本の子供たちは学習指導要領に示された内容を学ぶということで、公立、私立の区別はございません。私立も当然公立と同じようにその内容を学ぶということになります。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 最近、私もちらっと見たことあるのですが、私立の中学校の試験問題なんていうと、とんでもない難しい問題が出ていますけれども、あんな問題が学習指導要領に入っているのかなと思うほど、大学生が試験を受けるような問題が結構多いです。見たことあると思いますけれども。国語の問題なんて、長文読解なんて8,000字、1万字も書いてある文章を読んで、難しい漢字も出ているし、あんな

ものを学習指導要領の中に組み込まれているのですか。どうですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 申し上げたように基準ということになっておりまして、それぞれの学校で最低これだけの基準はしっかり身につけてほしいということが書いてありますので、それ以下のものはまずいですが、多少幅を持たせて私立のほうでももう少し難しいものということになっているのは、それぞれ学校の対応ということになってくるのではないかなと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私立中学の問題なんか見ると大学生だってできないような、就職試験に、板倉町の職員に受かってしまうような問題が結構出ていますよね。驚くべきものが出ています。ああいうのが文科省の学習指導要領に入っているのかと。確かに問題というのは、足し算、引き算だって応用して工夫すればどんな難しい問題だってできると思うのですよね。小学校1、2年生のできる問題もひねって工夫すれば、専門家でも苦労してしまう難しい問題ができるのでしょうか。そういう問題も含めて、応用したものも含めていいよと学習指導要領に書いてあるのですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 応用して難しい問題を出していいよというふうな表現はございません。先ほど申し上げましたとおり、日本の子供たちが最低の基準として、これだけはしっかり身につけてほしいというものが学習指導要領に示されておりまして、さらに応用で難しい、もちろん子供たちの能力によって、これはまた随分幅が出てくると思うのですけれども、そういう問題については別にやってはいけないということは示されておりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ところで、学習指導要領というのを作成しているのは、文科省にそういう専門の部局というのか何かあって、あるいは外部の人の委員も含めて何とか委員会とかというのがあって学習指導要領というのを作成しているのではないかなと思うのですけれども、そういう場合に地方の、例えば教育委員会とか現場の先生方とか、そういういろんな方も含めて検討されて作成されているのですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 もちろん、国で決めるということで文科省が作っているものですので、地方の教育委員会の意見がどうのということではなくて、それぞれ大学の先生ですとか、もちろん現場の先生も入っておりますけれども、いろんな方が入って、たくさんの方の意見を集約して作成されているものということでございます。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そこでいつも疑問に思うのは、そういう作成する委員ですよ。人間、能力というのはいろいろありますよね。経済力でも学習能力でもいろんなピンからキリまであるわけで、能力のある人が、例えば言葉悪いですが、金持ちが貧乏人の気持ちが分からないように、能力のある人にとってはこん

なことぐらいできるのではないかと、そういう基準ですね。人間てのは自分勝手だから、自分を中心に考えがちだと思うのですよ。そういう能力のある大学の先生だとか、文科省の高級官僚だとか、そういう人たちの基準でいけば、こんな程度は軽くできるのではないのというふうに思われると。当然だと思うのです。そういう人が委員になって学習指導要領なんていうのを作成しているということはあるのですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 これが今、現行で行われている学習指導要領ということになります。小学校の総則編ということで、この裏に、一番最後に、それぞれ書物には最後に編集者というのが出ていていると思うのですけれども、一番最後のページには誰がこの学習指導要領に関わったのかということで、大学の先生ですとか、いろんなところの例えば教育委員会とか、いろんな方の名前が出ておりますので、いろんな方面からご意見をいただいて作成しているものというふうに認識しております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それで、私なんかいつも疑問に思うのは、やはり人間みんな自分勝手に、自分を基準に考えがちですよ。経済力についても、体力についても、力のある人はこんなもの持てないのかみたいな、気合いが足りないのではないかとかって言われることあると思うのですよ。そういうのと同じように能力の、例えばですよ、10トン車の車も4トン車の車も1トン車の車も軽自動車もあるわけですよ。それで、やはり能力のある人は、自分を基準に考えると能力のない人のことが分からないのではないかとと思うのです。だから、この程度はできるのではないか、この程度はできるのではないかとということで、だんだん学習内容を多くして、あるいは難しくして年々積み上げていくと。そういうことで、ゆとり教育なんて揺り戻しのことが一時ありましたよね。教育長は、現場でその頃いましたか。詰め込み教育、あるいは新幹線教育なんていう悪い言葉が使われて、積み残しが多くて問題だということで、その反省に基づいて、ゆとり教育なんてのが一時取り入れられた。そういう時代がありましたよね。それは、やはり効果がなかったのですか。ゆとり教育。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 ゆとり教育の効果はなかったかということのご質問ですけれども、それについては検証、いろんな方のご意見があって、効果があったという方もいらっしゃいますし、いや、効果がなかったのではないかとという方もいらっしゃいますし、いろんな意見だったと思います。ただ、当時のゆとり教育が入ったときに、学力の低下が著しかったというようなデータもありましたので、一般的にといいますか、ゆとり教育が原因ではないか。やはり、教育内容はしっかり盛り込んだほうがいいのではないかとというような判断でそれが改定されて、現在の指導要領に改定されているというような流れになっているのではないかなというふうに思っております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 いっとき物議を醸して、教育長も記憶があると思うのですけれども、中山文部大臣なんて人がいて、暴言を吐いて、ご存じでしょう。それとか、中央教育審議会の会長やった三浦朱門とか、ああいう人がゆとり教育を批判して、とんでもないこと言っていましたよね。中山文部大臣なんていうのは

5日で大臣を辞めた有名な人ですよ。だから、あまりこういうところで言うてはまずい言葉かもしれないけれども、勉強なんかは100人のうち1人か2人やればいいのだと。あとは遊ばせておけばいいのだと。学校は無駄なことやっているのだと。みんな勉強させようというのは。だから、ゆとり教育なんてやめろと。そういうようなことを提言して物議を醸して、マスコミも一緒になって騒いだことがあるのですけれども、現在はゆとり教育がまた揺り戻されて、詰め込み教育というか、それに復活しているのですか。どうなのですか、現状は。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 現状は、詰め込み教育をやろうとか、ゆとり教育をやろうとかというような、そういう方向で進んでおるわけではございません。先ほども申し上げましたとおり、国で定めた学習指導要領の内容をどの子もきちんと身につけられるようにということで、ゆとりを持って指導するときもありますでしょうし、あるいは、ここはしっかり、基礎的なことなので時間を取っても伸ばさなければならないというところはしっかり、詰め込むという言い方はおかしいですけれども、適切ではないかもしれませんが、しっかり時間を取って学ばせるというようなところで現場は一生懸命やっているのだと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ところで、学習指導要領というのは、戦後、昭和22年に教育改革で、大改革なんて6・3・3制が、今の制度が施行されたわけですが、その頃から学習指導要領なんてあったのですか。教育長、まだ知らなかったかもしれないけれども、こういう歴史を見てね。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 学習指導要領がいつからかというのははっきり年度は申し上げられませんが、戦後、昭和二十何年だか三十何年だったと思いますけれども、指導要領が定められて、そして教育が行われたということになったのではないかと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私は時代が違うのかもしれませんが、私の経験ですけれども、私の小学校の頃なんかは授業時間なんかあったのだから何だか分からないような授業を受けていましたよね。小学校3年生ぐらいで担任の先生が熱が入ると、しょっちゅう2時間ぶっ続けて授業をやるのですよ。休み時間なんかなしで。子供だから何やられていたか分からないのですけれども、先生が好きな授業だけやっていたのではないかなというふうになんて気がついているのですけれども、2時間ぶっ続けて3年、4年生で授業やっていたのです、熱が入ると。しょっちゅうやっていました。それで、その頃はね、板倉町もそうでしょうけれども、小学校4年生以上は今頃、田植えのシーズンになると学校休みだったのですよ。うちで手伝えなんていって、4年生以上は。そんな時代もありましたよね。私が高校入ったときなんかは、普通の県立学校ですよ、入学試験終わると彼岸の頃に入学式やってしまうのですよ、その学校は。それで、4月の1日から浮かっているのではないよとって、勉強するのだよという調子で、初日行ったときから私は記憶しているのですけれども、1時間目に始業式やって、2時間目から学力テストされて、英語と国語と数学の試験を受けさせて。私、覚えていますよ。英語は11点取れて、国語は17点で、数学は23点だったという記憶があり

ますよ。高校行くと勉強が大変だよというのはうわさには聞いていたけれども、早くもそれを体験したというか、実感した記憶はあります。だから、その頃は学習指導要領とか何かあったのかな。今考えてみてですよ。学校長とか、あるいは担任の先生とかの権限で、結構好き勝手なことができたのでしょうかね。学習指導要領の歴史というのは分かりませんか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 当然、戦後につくられたものだというふうには思っていますけれども、青木議員さんが子供の頃は当然、学習指導要領はあったのではないかなというふうには思っていますけれども、いかがでしょうか。はっきり分かりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私の経験なのですが、その頃はなくて、先生方が自分の裁量で、好き勝手という言葉は悪いですが、自由にできたのかなというふうな記憶しておりますけれども、学習指導要領、学習指導要領って、文科省と地方の教育委員会の関係なのですが、この関係が強化されてきたのは随分と後になってからなのですかね。昔は、地方の教育委員会というのは権限が強くて。教育委員というのは、教育長ご存じですか、戦後は公選制だったのです。今の議員みたいに選挙だった。みんな立候補して教育委員になって、選挙やっていたわけです。農業委員なんて、この間まで何かまだやっていましたよね、選挙で。農業委員会なんかと同じで、教育委員会も選挙で民選だったのですよね。立候補して選ばれていたと。そういう時代がずっと、昭和30年代半ば頃まで続いていたのではないですか。それが今、制度が変わってしまって、町長の任命制みたいになってしまって、文科省がコントロールしているような感じなのだと思います。そのくらい戦後は地方の教育委員会の権限が強かったのかなと思うのです。いつの間にかこういうふうになってきて、今は文科省が中央集権化してきたというか、コントロールしてきて、学習指導要領をつくって、学習指導要領に基づいて、金太郎飴ではないけれども、同じような教育をさせているということとは違うのでしょうかね。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 権限が強いとか弱いとかということについてなのですが、ここに示されておりますように、全国の子供たちがどこに生まれても、都会でも田舎でもどんな家庭環境に生まれても等しく同じような学力をしっかりと身につけさせる必要があると。都会が有利で田舎が不利だというようなことでは公教育として適切ではありませんので、どこに住んでいても、どんな環境に生まれた子でも等しく、同じようにしっかりと学力を身につけさせるというようなことで学習指導要領が示されて、何年生ではこういう内容のもの、この程度のものをしっかりと身につけなさいということが示されております。現場は、それに従ってしっかりと授業を行い、子供たちの学力を保障しているというような状況になっております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 さっき、教育長の説明ですと、学習指導要領というのは法的効力はあるのだと。何かの法律に基づいて作成されているということなのですか。本当なのですか。学校教育法とか何とか法とかというのに基づいて作成されて、効力はあるわけですか。

それで、学習指導要領を作成する、さっきの話に戻りますけれども、委員なのです。作成する専門委員が何か。そういう方たちというのは、言ってみれば普通の人の能力と違うわけではないですか。基準が違うのだと思うのですよ。そういう人から見れば、こんなものは簡単でできるのではないかと。能力いろいろあるわけですよ。例えば、力持ちが100キロのを持つのは簡単に持てるよという人と、50キロのは持てないという人。私なんか30キロだって重いといって持てないくらい非力なのですけれども、そういう基準がどこにあるかなのですけれども、そういう人たちがつくっているの、我々が見ると難しいのだと。ちょっと1つ例に挙げますと、板倉町の小学校の授業参観を見たことがあります。6年生の授業。たしかね、やっていたのが教育委員会に鈴木先生だ。東小学校で6年生の社会科の授業を見たことあるのです。すごく難しいのです、私から見ると。鈴木先生に言ったことある。こんなこと分かるのかって、小学生に。かえって害になってしまうのではないのと。だから、理解力のある、吸収力のある子はいいですよ。ない子との二股というか二極化というか、いい人にはそういう難しい、学習量の多いことをやって吸収できる人にはこれは効果があるのでしょうけれども、その他の子にはかえって害になるのではないかというふうに聞いたこともあるのですよ。ほかの授業で見たことありますよ。私、小学校の授業しか分からないから小学校の授業の話するのですけれども、結構みんな難しいことをやっている。こんなこと、今の小学生、ちゃんと消化しているのだろうか。そういうふうに思うのですけれども、教育長は現場でもやったことあるのでしょうか、どうなのでしょう。今の小学生って学習能力が高いのですかね。私から見ると難し過ぎて、みんな未消化でとっていつってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがですかね。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

〔赤坂文弘教育長登壇〕

○赤坂文弘教育長 今回の学習内容についてですけれども、小学校でも確かに難しいことは勉強しているかなという気はされたということなのですから、1年生から段階を追って、6年間過ぎて、しかも毎日学習しておりますので、子供たちにとっては難しいということはそんなにはないのではないかなと思います。先ほど申し上げたように、学習指導要領、教科書に書かれていることは本当に基本的なこと。この学年で押さえてほしいという本当に基礎的なことですので、そのところはしっかり学んでいますし、子供たちにとって難し過ぎてついていけないということはないのではないかなと思います。また、そういう場合についても担任のほうで、あるいは板倉町のほうでは支援員さんのほうの配置をいただいておりますので、勉強が遅れがちな子については個々の指導ということで対応しておりますので、決して難しくてみんなついていけないというようなことはないと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 学校の先生方はそういうふうに受け取っているのでしょうかけれども、今年も4月に全国学力テストが実施されたでしょう。毎年やっていますよね。学力テスト、まだ結果出ていないでしょうけれども、そのうち発表されるのでしょうか。いつも秋田県が1番だとか、沖縄が最下位だとか出て、物議を醸してマスコミをにぎわしていますよね。その学力テストのことなのですから、それは毎年実施しているから、問題の質が違うから、いつも同じ平均点という点数が出るわけではないのでしょうかけれども、例年、毎年実施されているわけですよね。小学生のことで結構ですよ。小学校の学力テストの平均点なんていうのは、教育長はどういうふうに受け止めていますか。大ざっぱですよ。動きますから、平均点ですから。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 全国学力テストの平均点ということで、これも毎年実施していますので、新聞紙上のほうに出て、全国平均何点だというようなことは出ていると思いますが、詳しいデータは手元にはないのですけれども、50点、60点ぐらいは取れているのではないかなというふうに思っています。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 50点、60点、あの問題で平均点取れるわけですよ。100万人も受けるわけですからね。100万人も受けての平均点だから、確かに、本当に吸収しているのかなと私なんか疑い深いから思っているのですよ。文科省が何か加工しているのではないかと、上げ底して結果を出しているのではないかなんて。あれで、平均65点なんて取れるのかなと私なんかいつも疑っているのですけれども、実際、採点すれば各学校は文科省へ直送するのですか、県に直送するのですか。テスト結果。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 全国で実施されますので、それぞれ文科省が委託した業者ということで配送されると思います。それぞれ地域によって違ってくるのではないかなと思いますけれども、それを請け負った業者のところに配送するということになるのだと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 採点は、そういう委託した業者に採点されているわけですね。まさか、各学校でやるわけではないですよ。各学校でやると手心を加えてしまうからね。いつとき、そういう問題になったことがあるのをご存じありますか。学力テストをみんな各学校で手を加えて、自分の学校の成績をよくするために、悪い言葉ではごまかすとかインチキするというか、出来の悪い人は受けさせないとか、平均点を上げるためにちょっと手を加えたとか、それでいつとき中止になったことがありますよね。教育長、ご存じないですか。いつときあったのですよ。学力テストが始まったのだけれども、あまりにも各学校がでたらめなことをやるので中止になって、学力テストはいつとき中止になっていました。それで、復活したのは、おそらく教育長が現役になった頃かな。昭和50年代ぐらいになって、また復活したのだと思うのです。40年代にやったことあるのですよ、学力テストって。そうしたら、みんな各学校があまりにも問題を起こすので、中止になったことがあるのです。まあ、そんなことはいいのですけれども、あれだけの点数が取ればね、もっと学力アップする必要ってあるのですかね。そこなのです、問題は。十分ではないかなと思うのですけれども、どうですか、教育長。あの問題で60点ぐらい取れば、将来の社会生活に十分適応できていくのではないかなと私なんか思うのですよ。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 学力テストは毎年、学年で変わってきますので、4年生でできたからいいということではなくて、また5年生になれば5年生の学習内容、また中学になれば中学の学習内容が出てきますので、やはりしっかり勉強していくと、積み上げていくということで、そういうことが大切なのではないかなというふうに思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 よく、これ学力不足だ、国際競争力の中で日本の学力は低下しているとかって、よくOECDなんかの発表なんていうのはありますよね。あれがあるとマスコミも騒いで、みんな騒ぐわけです。親は子供に対して大きな期待を持っているわけですから、ああいうニュースが広まると心配されるわけです。ああいう恐怖感をあおっているのは、私は教育産業だと思うのですよ、背後にいるのは。それに乗っかって、マスコミがまた拡大しているということかなと思うのです。ですから、あまりああいうOECDの発表とか、あるいはマスコミの発表とかというのに惑わされないように。私いつも思っているのですよ。教育産業は、今、市場が縮小どころかも半減しているわけですから、営業活動も兼ねているわけですよ。学力不足で将来不安だ、将来不安だ、日本の国際競争力に負けてしまうのではないかというようなことを盛んに言っているわけですが、そういうのに惑わされないように、やはり教育界は教育界でしっかり指導していくべきかと思うのですけれども、いかがですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 各学校は、OECDの結果がよかった、悪かったということに限らず、先ほどからもお話しさせていただいております学習指導要領に示された内容がそれぞれの教科書になっておりますので、その教科書の中に示された内容、目標をしっかり学んでいくという姿勢は変わっていないのだと思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 あまり学力不足とか国際競争力に負けるとか、ああいう不安感をあおることは、私はよくないことだと思うのです。それが、皆さんが教科をもって、バタバタするというか、学校もバタバタすると。学力不足だ、もっと勉強しなくてはとか。だから、皆さんが学校だけではなくて、今は学習塾へ行くのが常態化しているわけですよ。だから、子供は忙しいですよ。おまけに、余裕のある人はピアノ教室へ行くとか、スイミング教室へ行くとかというと、小学生だって遊んでいる間もない。自由がない。忙しいと思うのです。そういうことが結果的に登校拒否とか、それからやがてひきこもりだとか、あるいは社会問題になっている8050問題だとか、ああいう現象を起こしているのも学校の詰め込み教育、それが一つの要因になっているのかなと私は思うのですけれども、その辺どうですか、教育長の認識は。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 学校における不登校児童生徒等の原因について、詰め込み教育が原因だったというような報告はございませんので、私はそうは考えてはおりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 教育長は、そういうふうに答えるしかないのは分かっていますけれども。

では次に、質問に通告しましたので、小学校の英語教育についてちょっと伺いたいと思うのですけれども、小学校の英語教育については、私は常々、少数派の反対派なのですけれども、大多数の人は小学校の英語教育に賛成ですよ。今や幼稚園だって、園児募集に英語教育って入れないと集まらないと。幼稚園だって、みんな英語教育をやるようになっていきます。でも、小学校の英語教育ですけれども、成果が上がっているかどうかという問題です。2020年からですか、教科化されたの。文科省内でも小学校の英語教育について

は、推進派と反対派が長い間争ってきて、ようやく正式な教科になったわけです。何十年やっていたのですよ、賛成派と反対派で。一応、賛成派が勝って教科にこぎ着けたわけだ。それで、もう6、7年になるわけですか。その後、小学校の英語は教科化されて、評価をされるわけです。教科ですから。どういう形で評価されるのですか。1・2・3、優・良・可、どう評価されているのですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 小学校の英語の評価なのですが、他の教科と同じように3段階の評価ということになっております。具体的な通知表でいくと、3つの項目がありまして、そこに丸がついているという形になるのではないかなと。3段階評価ということになります。1、2、3という数字では出ませんが、大変よいとか普通とか、もう少し頑張ろう、そういう学校によっていろいろ表現はありますが評価になっております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 3段階評価でも何でもするということになると、小学校の英語でも英文法なんていうのも入っているらしいですよ。それから、単語だって750ぐらいは使われているとかって。そうしますと、評価するのに、以前の遊びの英語ではなくて、今はペーパーテストも実施されているのですか。どうですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 当然評価、小学校の5、6年生は教科ということになっておりますので、ペーパーテストも実施しております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうしますと、先ほど言うように、私に言わせると詰め込み教育で学習量も多くて、学習内容も難しく、その上にまた英語というような新しい教科が加わるということは、小学生にとって非常にこれは負担になっているのかなと思うのですけれども、その辺のことはどうですかね、教育長。十分にこなせているという認識ですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 子供たちの負担になっているかどうかということのご質問なのですが、令和5年度全国学力・学習状況調査、先ほどからもちょっと話題になっておりますけれども、その中に質問紙、子供たちの生活に関する調査があります。取組状況ですね。その中に英語に関するアンケート調査がございます。令和5年度全国学力・学習状況調査の結果から、児童の約7割が英語が好きと答えております。また、9割が英語は大切だというふうに答えております。7割が英語が好きである。そして、英語は大切だと思っている全国の小学生は9割にのぼると。そして、さらに同じ年、板倉町の6年生の全国学力・学習状況調査の結果をちょっと調べてみました。当てはまる、どちらかといえば当てはまるというふうな回答なのですが、板倉町の子供たち、英語は好きですかの問いに、68.5%の児童が英語が好きであると答えております。また、英語の勉強は大切だと思いますかということに対して90.7%が英語は大切だというふうに感じており

ます。また、3つ目に、将来、積極的に英語を使うような生活をしたり、職業についたりしたいですかということに対しては、50.9%が英語を使う仕事についてみたいというような回答をしております。また、これまで学校の授業以外で、外で英語を使う機会がありましたかという問いに対しては、52.8%の児童が答えていると。こういうことを考えますと、子供たちが負担に思っているということよりは、英語活動を楽しんで取り組んでいるし、今、自分がやっている英語は将来役に立つのだ、あるいはどこかで使ってみないと、そんなふうに意識をしている子供たちが多いのではないかなというふうに思います。この結果から見ても、小学生は英語を好意的に受け入れているし、必要だと感じていることが言えるのではないのでしょうか。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それは、教育長はそういうふうに受け取らざるを得ないのでしょうかけれども、アンケート調査結果なのでしょうけれども、現実はどうなのでしょうかね。小学校の英語教育の必修というか必要性を訴えているのは、私は大いに教育産業にあるのだと思うのですよ、バックグラウンドは。それがあおって、それに乗って、英語、英語、英語というふうに英語の必要性があるということを言っているのですよ。というのは、私の見た経験で言うと日本の戦後復興、廃虚の中から復興したのも、下手くそな日本の英語が活躍したのだと思うのですよ。下手な英語で世界中のして歩いて。アメリカの鉄鋼業、電機産業、自動車産業まで潰してしまったのですよね、日本人が。それで、日本は失業者も輸出するなんて言われて、世界中から非難されたのです。自粛しろと、輸出を。そういうことで、それもこれもみんな下手くそな日本人の英語ですよ。戦後、どこで習ったのだから知らないけれども、そういうできる人がいたのですよ、英語なんて。そういう人たちが活躍して、日本が世界中にのして歩いたわけです。それからね、どうですか、経済界だけでなく自然科学の世界でも、社会科学の分野でも、日本人でノーベル賞なんてもらった人いますよね。そういう方が世界中で活躍しているわけです。そういう日本人の活躍している実績を教育長はどのように評価されているか。英語ができるからなのですよ、そういう人は。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 英語ができるから活躍しているのかというご質問ですけれども、世界で活躍している人は、英語ができるとかできないとかにかかわらず、人格がすばらしいし、その道に長けている力があるからこそ力が発揮できているのではないかなというふうに思います。私も以前に読んだ本をちょっと思い返しているのですけれども、やはり英語ができて、その人の中にきちんとした考え方や国際理解的な感覚がなければ、幾ら英語が上手に話せても世界では通用しないと。結局、最終的に求められるのは、その人の人格であり、人間性であり、知識の量ですとか、あるいは考え方なのではないかなと思います。逆に言えば、英語が話せなくても、そういうしっかりした人は世界で活躍できているのかなと、そんなふうに思います。もちろん、英語ができることに越したことはないのではないかなとは思いますが。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 確かに今、教育産業だけではなくて、マスコミも教育界も英語の必要性を訴えておるわけですが、確かに今は訪日観光客も4,000万人も来ているとか、あるいは日本に300万以上の外国の人が働いているという時代です。ですから、英語の必要性というのは高まっているのは事実だと思うのです。できるに越したことはない。だけれども、こういうことわざがありますよね。必要は発明の母である。必

要になれば、みんなそれぞれその時代、その場その場で、それに適応する能力というのを日本人は持っているのではないかなと思うのです。何も英語ができればそれに適応できるのではなくて、もっと大切なものがあるのかなというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 私もそういう考え方でよいのではないかなと思います。もちろん、英語ができて、外国へ行って上手にコミュニケーションできるということはとても大事なこともかもしれませんが、それよりも何よりも、その人がどんな考えを持って、どんな人格を持っているのかということのほうが世界に出たときに問われることなのかなというふうに思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ここに上毛新聞の記事があるのですけれども、5月12日付、先月付なののですけれども、こんな記事が載っております。今、大学でね、記事ですよ、足し算、引き算、掛け算、割り算の四則計算から始めていると。英語教育でも義務教育で学ぶような内容の授業が行われているという記事が載っているのです。ほかの新聞記事でも見たことあるのですけれども、今、200以上の大学で漢字の補習授業を始めていると。そんな記事も時々載っているのは、教育長、見たことありますか。感想どうですか。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 承知しております。遡りますと2000年頃ですかね、「分数ができない大学生」というような本が出版されました。慶応大学の先生が出版されて、それが発端になって、大学生でも小学生がやらなければならないような学習内容が身につけていない学生がたくさんいる、これは問題ではないかというようなことで、当時、大きく取り上げられたのではないかなというふうに思います。今でも、当然そういう問題は続いているのかなというふうには思いますけれども、そういう認識です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 何事でも、勉強でも、物づくりでも順序というのがあると思うのです。まず、しっかり土台をつくって、建物の土台をつくって、四隅に柱を立てて、それをしてから一つ一つ組み上げていくということが大切なのかなと思うのですよね。土台もしっかりつくらない、家の中のカーテンを何色にしようかとか、壁の色を何にしようかとかって、そういうことを議論しても意味がないことだと思うのです。やはり、しっかり基礎をつくっていかないと、積み木崩しではないが、いつもグラグラして崩れてしまうと。急がば回れという言葉がありますよね。ですから、やはり英語教育も大切なのですけれども、私なんか常々思っているのは漢字検定なんていう仕組みがありますよね。いい教材だと思っているのです。漢字検定協会というのがありますよね。あそこで1級から何級までとかってやっていますけれども、ああいうものをしっかり学習させれば、日々役に立つわけですよ。受験勉強にだって役立つわけですよ。漢字が読めないことには勉強できないわけですから。

ちょっとこれ批判になってしまうのですけれども、太田にぐんま国際アカデミーというのができましたよね。もう20年以上経っているのですか。あれだって失敗だったのではないですか。バイリンガル教育というのは能力のある人、野球で言えば大谷さんみたいな人なら何でもこなせてしまうからバイリンガル教育でも

こなしていけるのでしょうか、普通の人はバイリンガル教育というのはちょっと難しいのではないですか。だから、みんな学校を辞めてしまって卒業生がいないでしょう。今、太田のぐんま国際アカデミーは、予備校みたいなことをやっているのでしょうか。東京のほうの何とか予備校と提携して。日本語でやっているのです。だから、そういう点で、英語、英語というのはいいのですけれども、能力に合わせてやらないと、バイリンガルでもトリリンガルでも能力のある人はできるからそういう人はいいと思うのですよ。私が言っているのは普通の人、大多数の人にとって必要なものは果たして英語なのかって。それよりも漢字の1つでも覚えているほうが役に立つのではないかな、将来の生活においてと思っているのですけれども、どうですか、教育長の感想は。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 英語教育の役割ということについて、学ぶ意味ということについても考えてみたのですが、やはり大きな1つは、今、これだけ国際化、グローバル化が進んでいる中で、今いる子供たちが果たして日本の中だけで仕事や生活ができるのだろうかということを考えたときに、板倉町でも700人以上の外国の方がいらしているということで、将来的にはこれから20年、30年先、子供たちが実際に社会に出て活躍できる世の中というのは、今では想像できないくらい国際化というのは進んでいるのではないだろうか。そのときに、では英語ができるということは一つの能力になりますので、そのときになってやるのでは当然間に合いませんので、やはり国際化ということに向けて英語を学ぶということはとても大事なことはないかなというふうには思います。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 確かに分かります、大切なのは。大切なのは分かるので、それなら方法がいろいろあるでしょうって。何も小学生に覚えさせることより、もっといい方法ありますよ。大学生にやらせたらどうなのですか。中学校、高校とやったのだから、6年間多少英語になじんできたのだから。大学生に英語やれやれって、そういう声はないのです。何で分かりますか。大学生はやらないのですよ。小学生や幼稚園生なら教材が売れるのですよ。全員が教材を買ってくれるわけ。大学生はやらないですから。それと、もっと近道は、あの人たちですよ、高級官僚。あの人は、英語苦手苦手、英語できないと言っているのだけれども、あの人の言っているレベルは私は違うと思うのですよ。普通の人英語苦手、下手というのと。みんな、高等学校のときは指折り数えて1、2番の人でしょう。東大なんか、みんな入っているのだから。あの人が英語できないというのは、ちょっと普通の人と言っている意味とは、謙遜して言っているのかと思うのですけれども、ああいう人を鍛えるべきだと思うのです。手っ取り早いですよ、人数が少ないのだから。1万人か2万人いるか知らないけれども、ああいう人たちを徹底的に鍛えて、我々分からないけれども、そこそこできるのだと思うのですよ。ただ、あの人がよく、いやあ、英語苦手でね、できないできないって、大体そういうふうに答えている人が多いわけですよ。だから、あの人の基準は、普通の人の基準と違ってあるのだと思うのです。高等学校のときは、みんな英語だって数学だってものすごくできる人たちですから。その人たちが言っているのだから、ちょっと言っている内容が違うのだと思うのですけれども、ああいう人たちを余計磨きをかけて、通訳なしで国際社会で活躍してもらえば、日本も十分戦っていけるのかなって。何万人っているのですかね。だから、そういう方法もあるのだと思うのです。何もね、普通の小学生に英語

が大切だ、国際化社会で必要だからってやるということは、先ほど言ったようにひきこもりだとか、登校拒否だとか、8050問題などを起こす一つの要因になっている。我々の時代は学校は楽しいところだ、遊びに行くところだというような、そういう雰囲気をつくってくれていないところに問題があるのかなと思うのですけれども、最後に、時間が来てしまったので、教育長の感想をまとめてください。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

〔赤坂文弘教育長登壇〕

○赤坂文弘教育長 それでは、まとめてくださいというお話なのですが、まず、小学生に英語が必要ではないのではないか、もう少し成長してからでも十分ではないかというお話なのですが、先ほど申し上げましたように、学習指導要領は法的な拘束力がありまして、ここに英語が入っております。これをやらないと、板倉町の教育委員会、文科省から指導を受けてしまいますので、これはしっかりやっていかなければならないということです。板倉町ではなくて、全国の小学校は、ここに示された内容、そしてこれが教科書に反映されているわけですからそのところをしっかりとっていくということ。大人になってからでも間に合うのではないかなということなのですが、ある研究者は小学生のうちからやるのが大事だと。その一つは、英語耳というのですかね。微妙なアクセントについては、大人になってからではなくて、小さいうちから英語に慣れさせるという、文法とかいろいろありますけれども、まず、英会話活動としての英語を抵抗なく話せるということ。それを学ばせるのには小さければ小さいほどいいし、子供のうちのほうが英語耳が柔らかいので、そういう感覚が育つということで、小さいうちからやることは意味があるのではないかなというようにお話でした。私もいろいろ英語については、小学校の英語導入については賛否両論のある考えは重々承知しておりますけれども、私も現場にいて、小学校長いので、実際に英語活動をやってみて、子供たちは決して英語を苦手としていなくて、英語の時間は楽しい。また、ALTの方もそれぞれ学校に配置しておりますので、ALTの外国の先生と習った英語を休み時間にちょっと話せるということで、非常にうれしそうな、満足そうな顔をしていると。そういうことはとても意味のあることなのではないかなというふうに感じております。

○荒井英世議長 簡単に。青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 教育長に誤解されると困るのだけれども、私は小学校の英語が必要ないなんて言っていないのですよ。必要なのだけれども、できる人には必要なのであって、負担のかかる人には害になるのではないかなという考え方なのです。だから、能力のある人は小さいうちからやって、バイリンガルでも何でもやって、二刀流でも三刀流でもやることは結構だと思うのですけれども、そうでない人には害になるのではないかなということで、そういう意味で、別に小学校の英語を反対しているわけではないのですよ。できる人にはやらせればいいのではないかと。だけれども、普通の人にはちょっと順序が違うのではないかなということで、いつもこういう質問しているわけです。答弁結構ですから。

以上です。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 （午前11時02分）

再 開 (午前 11 時 15 分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 3 番、尾澤将樹議員。

なお、質問の時間は60分です。

尾澤議員。

[4 番 尾澤将樹議員登壇]

○4 番 尾澤将樹議員 皆さん、こんにちは。議席番号 4 番、尾澤将樹です。通告書に従いまして質問したいと思います。

先月22日に総務文教福祉常任委員会の委員にて、茨城県境町に視察に行つてまいりました。板倉町のすぐそばにあり、こんなにすばらしい町が存在するとは思いませんでした。百聞は一見にしかず、聞いた話と、自分の目で見て、自分の耳で聞いた話はこんなに違うのかとつくづく思いました。

では、質問に入りたいと思います。自分は障がい者であります。障がい者の中でも、一番障がいの度合いが重い 1 級であります。普通、障がいを持った家族や知り合いの方がいない限り、障がいのことなど関心がない方がほとんどだと思います。障がいを持つと、一生誰かの世話にならないと生きていけません。家族のお世話になる。介護士、ヘルパーのお世話になる。私もお世話になっています。私の場合、人工透析を行っていますので、臨床工学技士の方に機械の操作全てをお任せしております。言い方悪いですが、その方の操作次第によっては命を失ってしまう場合もございます。週 3 回、1 回約 5 時間かけて血液の浄化をする機械操作を行ってもらっています。いつもは大体午後 3 時から 8 時まで、ベッドの上で静かに治療を透析医師から受けております。実は、今日も人工透析を受ける日になっております。今日は議会がありますので、終了してから、大体夕刻の 6 時から夜の 11 時頃まで透析をして自宅に帰ってきます。12 時を過ぎることも多々あります。ですから、障がいを持っている自分がいろいろな質問をしないと誰も質問ができないことも多いと思いますので、障がい者に対する支援について伺いたいと思います。

まず、障がい者になりますと、障害者手帳を持つようになります。この障害者手帳の所持者が受けられる各種サービスや手当には、どのようなものがあるのか教えてください。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、障害者手帳にも幾つか種類がございますので、若干説明をさせていただきたいと思います。障害者手帳には、障がいの内容によって 3 種類手帳がございます。1 つ目は、視覚、聴覚、手足や腎臓機能など、体に障がいのある方に交付されます身体障害者手帳、赤い手帳がございます。こちらは、1 級の重度から 6 級の軽度に区分をされてございます。2 つ目、知的障がいの方と判定された方に交付されます療育手帳、こちらは緑色の手帳というものがございます。障がいの程度によって、A 1 の最重度から B 2 の軽度まで、5 段階にこちらは区分をされております。最後、3 つ目、精神疾患を有して、長期にわたりまして日常生活または社会生活への制約が認められる方に交付されます精神障害者保健福祉手帳、青い手帳がござい

まして、障がいの程度によって1級の重度から3級の軽度に区分をされております。

ご質問のサービスの内容ということで、それぞれの手帳の種類や程度の区分によりまして、受けられるサービスや手当に異なるものもありますけれども、主なものについてお答えをさせていただきます。まず、日常生活ということで、そちらに欠かせない福祉用具に対するサービスになりますが、介護用車両の購入費、自動車や住宅の改造費、運転免許の取得費など、こういったものに対する補助などございます。また、義肢や補聴器など、身体機能を補う補装具の購入費や修理費の支給、また、たん吸引器、ストマ用装具など、日常生活用具の給付や貸与なども行っております。さらに、手帳をお持ちの方で在宅で過ごしている、こちらは非課税世帯の方に限られますけれども、紙おむつ券の支給というのも行っております。こちらが日常生活に対するサービスということです。

続いて、医療費等に対するサービスでございますが、指定難病によります特定医療費の軽減措置であったり、心身の障がいを軽減するための自立支援医療費の自己負担額の助成等も行っております。

また、先ほど議員さん、お話ございましたけれども、人工透析など腎臓機能障害をお持ちの方に対する通院の交通費などの助成も行っております。

次に、年金とか手当を若干説明させていただきますけれども、国民年金法に基づきます障害基礎年金とか、日常生活において常時特別の介護を必要とする方への特別障害者手当や障害児福祉手当などがございます。

最後に、障がいをお持ちの方が外でいろいろ活動や行動される際、その行動範囲の拡大に資するサービスということで、自動車税や有料道路通行料の減免、また旅客鉄道運賃や国内航空運賃の割引、また公共施設や商業施設などでよく見られます車椅子専用のスペース、こちらに置くことができる思いやり駐車場利用証などの交付も受けることができます。そういったいろいろな日常生活であったり、行動範囲の拡大であったり様々なサービスがございますけれども、お答えしたものはほんの一部でございます。まして、障がいをお持ちの方それぞれのニーズに寄り添いまして、必要とするサービスの提供にできる限り努めているというような状況でございます。

以上でございます。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 今、福祉課長が言ったように、サービスというのがいっぱいあるのですけれども、これが結構、障がい者本人でも分からないサービスが多々あると思われます。そうなのですね。私も知らなかったものいっぱいありましたので。

また、これらのサービスの変更があった場合とか拡充等があった場合には、障がい者本人への周知方法としてどのような配慮を行っているか教えてください。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えをいたします。

先ほどご紹介したのはほんの一部ということで、様々なサービスがほかにもございます。これらの各種サービスの本人様への周知ということにつきましては、障害者手帳を交付する際に、町から「障害者福祉制度のご案内」という結構厚い冊子をお配りしております。その中に、障がいの区分、手帳の区分によって受けられるサービスの一覧というものが詳細に記載されているものでございますので、そちらを確認していただ

いて、ご本人に合った必要とされるサービスを受けていただくというようなご案内をしています。

また、サービスが変更とか、さらに拡充した場合につきましては、手帳の更新というのがありますので、その際にご本人様に直接拡充についてご案内を差し上げたり、また関係団体へこういった拡充がありましたとか変更がありましたという情報提供をさせていただいて、そういった情報提供を行いながら、町には民生委員さん、また福祉関係を主にやっています板倉町社会福祉協議会等ございますので、そういった関係機関等を通じて周知をさせていただいております。また、当然ながら、広報紙や町のホームページなどでも併せて周知に努めているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 今、福祉課長から障害者手帳の切替えがあるという話を聞いたのですが、障害者手帳の赤い手帳の場合は切替えが全くないのですよね。そのままいくもので。私なんか赤い手帳なもので、交付を受けたのがもう26年、27年前なので、写真を見ると若い写真がまだ貼ってあるのですよ。そういう人の場合には、全然、連絡がそのときだけで後から来ないので、そういう人たちへの配慮というのも考えているのでしょうか。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えをいたします。

更新がない方で、なかなか情報がということもございます。更新以外にも、申請とかそういった際にご来庁される場合もございますので、そういった際を捉えましてご案内を差し上げたり、あと毎年、やはりこの福祉制度のご案内というものを、私も4月から福祉に来ましてこんなにいろいろなサービスがあるのかというのを初めて知りましたので、できればいろんな関係で役場に寄ったときに、用がなくてもちょっと福祉課の窓口に来ていただきまして、こういったことで困っているのだよとか、こういったサービスないかと自らお問合せいただいたり、そういったことで周知漏れのないようにできる限り行っていければなと思っています。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 障がい者への方法というのは幾つでもあると思いますけれども、私のほうから主なサービスなどを言いますと、映画の割引だとか、あとは国立美術館や県立美術館などの入場料は全て無料になるとか、それも付き添いの方1人までオーケーなので、障がい者の方に思い切って表へ出てもらって、そういうところを見物してもらうだとか、そういうところで手帳を提示してくださいという場所があったらそういうところには積極的に行ってもらおうと、一緒に行った家族の方でもいいのですけれども、2人だけ無料になりますので、ぜひ私からしてみれば行ってもらいたいと思いますので、無理のないように出かけてもらいたいと思います。

それと、私も知らなかったのですが、JRの料金なのですから、たしか片道100キロを超えないと割引が適用されなかったと思います。ところが、数年前から、障がい者本人と介護者の2人で出かける場合、Suica、PASMOでもいいのですけれども、それをJRだったらみどりの窓口、PASMOだったら多分駅の切符を売っている場所でいいのだと思うのですけれども、申して障害者手帳を出すと、それでJR

だとか、東武だったら東武鉄道からいいですよということになると、2枚のPASMOだとかSuicaがもらえるのですよね。そうすると、必ずそれに障がい者と、あともう一つ介護者という2つのPASMOだとかSuicaをよこしてもらって、一緒に切符を切るといっくピッと通りますと、それで着いた駅でやると全ての料金が半額になると。これは、途中で東武鉄道からJRへ乗り換えても、地下鉄に乗っても、その先の違う鉄道会社に行ってもそのまま割引になりますので、これはものすごくいいものだなと思って、私もみどりの窓口に行って手続をしてきました。ところが、この場所といっく、板倉の周辺といっくのはみどりの窓口がほとんどなくなっていまして、あるのが新幹線の止まる駅だけになってしまったのですよ、今は。なので、ここで言いますと小山駅とか、遠ければ群馬だと高崎しかないし、あとはみどりの窓口、一番近くて熊谷かな、そういうところがあるのですけれども、私は熊谷駅まで行ってきて手続してきましたら、はい、大丈夫ですといっくことで2枚のSuicaをもらってきました、それを友達とどこかへ出かけるときには必ず渡してこれで通るよといっくことで、2人で一緒に行ったりしています。そんなところなので、積極的に外へ出てもらって、サービス等を利用するよにいしてもらいたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。主に地方に住んでいる人ほど障がい者であるといっくことを恥ずかしがるといっくのですかね、家族の方が隠す傾向が昔から比較的多いといっくわれています。俗に言う障がい者差別などありますが、周りの人に知られるのが怖い、恥ずかしいといっくことで、障がい者とその家族の社会的孤立を防ぐため、地域社会福祉支援としてどのような取組を行っているか教えてください。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えをいたします。

障がいをお持ちの方、またはその家族が抱える社会的孤立といっく問題は、地方で比較的多いのではないかといっくことでありますけれども、都市部か地方かにかかわらず起きているものと認識しております。障がいをお持ちの方が社会とのつながりを維持し、さらにそのつながりを強くしていくためには、地域社会の理解、相談窓口の拡充、そして就労とか交流の場への参加促進といっくのが重要であると考えます。地域社会の理解を深めていくといっくことにつましましては、障がいは個人の心身機能だけではなく、環境や社会にあります障壁によって生じるといっく認識を広めまして、物理的、意識的なバリアを減らしていくといっくことが必要になるかと考えております。このため、町では、小学生を対象にしまして子ども出前講座を開催し、障がいをお持ちの方がどんなお困りごとを持っているのか、その方にどんな手助けができるのかといっくのを出前講座で一緒に考えていただいて、学んできました。後日、学校側から報告がございまして、障がいをお持ちの方も含め、誰もが幸せに暮らすためにどんなことができるのか、そういっくことを考えるよいきっかけづくりになったといっく報告もいただいておりますので、こういっく事業、出前講座等を今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、相談窓口といっくことで、現在、特に板倉町社会福祉協議会で設置しております、なんでも福祉相談といっくものがございます。どこに相談していいか分からないこと、生活や福祉に関する困りごと、いろんなことにつましまして、早期のSOSに対応しております。また、身近な相談役といっくことで、民生委員児童委員の方々にも近所の困りごとへの相談に対応してもらっているといっくものでございます。

また、相談窓口の拡充といっく点におきましては、令和8年4月に館林市邑楽郡4町障がい者基幹相談支援

センターしろっこというセンターが開設をされました。このセンターでは、福祉、教育、医療、行政など、地域の力をつなぎまして、困っている方を地域で支える体制を整える、そういったことを目的として設置をしまして、どんな困りごとでもまずはこのセンターで受け止めまして、生活の不安、サービスのこと、家族の悩みなど、状況を一緒に整理し、必要な支援につなげていくというようなセンターでございます。

また、就労支援ということにつきましては、地域活動支援センターにおきまして軽作業の活動支援というのを行っております。板倉町社会福祉協議会のオレンジカフェ社協では、この地域活動支援センターで利用者が作ったクッキーやコーヒーなどを来館された方に提供するということで、地域との交流というのも図っているということです。いろんな障がいの種類や程度によりまして、悩みごと、心配ごとというのは各種様々なのかなと思います。本当に住んでいるところで安心して暮らしていけるよう、今後も引き続き、地域福祉の拡充というのは取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 今、教えてもらったしろっこというのですかね。先々月から始まったみたいなのですけれども、場所はどこになるのですか。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 お答えします。

こちらは、館林に事務所を構えております。館林市の本町になります。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 場所は本町、どこになるのですか。元の市役所のほうですか。

○荒井英世議長 長谷見福祉課長。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 そちらの場所になります。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 私もこれ初めて聞いたので、とてもいいことだと思うのですけれども、要するにここは群馬県の東の端っこなので、相談する場所とかそういうのがほとんど少ないのですよね。施設とかそういうのも。なので、全部前橋のほうにどうしても集約されてしまうので、新前橋駅前に群馬県社会福祉総合センターというのがありまして、そこには県の福祉機関や民間の福祉関係の団体事務所などがあり、障がい者のことももちろんですけれども、いろんな内容について真剣になって一緒に取り組んでくれたり考えてくれたりしたり、あと同じ病気の方が必ず少なくとも1人ぐらいいるのですよね、不思議と。そういう人たちと交流を持ったりしてくれて、そうすると自分の気持ちも和らぎますし、こういう人がいるのだ、同じ人がいるのだということになると。わざわざこちらから前橋まで行くのに2時間、2時間半かかる場合があるのですけれども、それでもそこへ行って、いろいろ取り組んでみようかなと思ったりする。私も何度か行かせてもらったけれども、とてもいいところだなと思います。ああいうのが、やはりこっちの近くのほう、せめて太田辺りにもう一つできてもらったらありがたいなと思うのですけれども、それは難しいかなと思います。

この周辺でも、その障がい者の特性を捉えて、その障がい者に合った学習場所や就業場所を探して取り組

むようになってきています。ただ、昔、私が20歳の頃には、福祉事務所の人に相談に行くと、ここは地方だからね、障がいを持った子供、人も少ないから同じ病気の子も少ないし、そんなこと言っただって無理だよなと。だったら、大きな町に移住したりしませんかと。東京とかに親戚はいないですかと。東京とかに親戚がいるなら東京に住所を移したりしませんかと。福祉に対してサービスや対応が全く変わってきますよと。担当者は、私にはそれしか言えませんが。これが、当時の福祉事務所の回答だったのです。言っていることは理解できますが、これは単純に考えて差別になりませんかと。大きな町なら潤沢な資金が使えますから、そういういろいろな障がい者に対してできるということを言っているのですけれども、当時も東京都のサービスというのは非常にすごかったので、東京に移りませんかと言われたことが当時何回もありました。でも、東京に移ったところで、私も考えることが20歳ぐらいだったのでまとまらなかったもので、ずっとこちらに住んでいましたけれども、そんな時代もありました。でも、現在は変わってきて、どこに住んでいても同じ福祉サービスを受けられるようになってきております。ということで、次の質問に移ります。

次ですけれども、障害者年金について伺いたいと思います。一般の方にとって非常に分かりづらい。普通の年金でも分からないと思うのですけれども、障害者年金なんて障がいにもなければ全然興味もないと思うのですけれども、障害者年金の仕組み、障害基礎年金と障害厚生年金の違いについて伺いたいのですけれども。

○荒井英世議長 宇治川住民環境課長。

[宇治川信子住民環境課長登壇]

○宇治川信子住民環境課長 お答えします。

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限をされるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金となっております。障害年金には障害基礎年金と障害厚生年金がありまして、病気やけがで初めて医師の診断を受けたときに20歳前であったり、国民年金に加入していた場合は障害基礎年金、厚生年金に加入していた場合は障害厚生年金という区分けになっております。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 私の場合は障害基礎年金になりまして、一応、今も障害基礎年金をいただいております。私の場合、先ほど課長が申したように、20歳前未満の傷病名なので、なぜか知らないのですけれども、よく分からないのですけれども、所得に制限が設けられておりまして、たしか500万円を超えると障害者年金というのが全額もらえなくなってしまうのですかね。そういうことになっているのですけれども、これが20歳を過ぎての病気ですと、傷病名が、最初の記載が、そうすると幾ら稼いでいても、会社の社長さんやっけていても、言い方悪いと所得が1億円あろうが幾らあっても、カットされることなく障害者年金はいただけることになっています。私の場合は、ある一定の所得をもらおうと、もう年金事務所から何度も通知が来たことありまして、これ以上稼いだら障害者年金を停止しますと。国というのは厳しいというか、そういうところはばっさりやりますので、苦しいなと思うことはあります。

あと聞きたいのが、障害厚生年金には3級があるが、障害基礎年金に3級がないというのはどういうことか、すみません、お願いします。

○荒井英世議長 宇治川住民環境課長。

[宇治川信子住民環境課長登壇]

○宇治川信子住民環境課長 お答えします。

障害基礎年金で20歳前障がいの方の所得制限があるというお話についてですが、20歳前に障害年金というふう認定されるぐらいの病気、けがになってしまうと、保険料を納めずに、年金は皆さん20歳から保険料をいただくわけなのですが、納める前に病気になられてしまったということで、年金を納めていないので、20歳前障がいについては所得制限があるというような流れになっております。

障害基礎年金には2級までしかないのに障害厚生年金には3級までであるというのは、そちらも国民年金法で決まっておりますし、厚生年金の方については働き始めてからずっと厚生年金の保険料というのはいただいていたりますので、その辺で厚生年金のほうには3級までであるという形になっております。ただし、3級の場合については、やはり1級、2級とは違って額は少なくなりますし、また厚生年金の年金額というのは国民年金の障害年金の額みたいに決まっているわけではなくて、その方が働いていたときの報酬に応じて額が決まるものですから、障害厚生年金の年金額幾らなのということを聞かれてもちょっと町では答えられませんし、日本年金機構のほうに問合せをしても、その方なりなのでというご回答になるかと思います。

また、町で取扱いができるのが国民年金に関してだけです。申請も町で受けられるのは障害基礎年金だけです。なので、お勤めをされていたときに障がいになられて、年金の請求をしなくてはならない状態になったときは、日本年金機構、この辺ですと太田にあるのですが、そちらに行って請求をしていただかなければならないということになります。町で障害基礎年金をお受けする際には、なかなか必要書類等、いろいろそろえていただかなければならないところがあるので、担当のほうで障がいになられてしまった方に対して寄り添って、年金の請求ができるようにフォローを行っている次第です。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 よく理解はできました。でも、障害基礎年金の場合、国民年金を払って、かけていないといただけないことになりますよね。20歳から国民年金をかけるとしますと、かけた年数の3分の2、要するに40歳でしたらば20年の3分の2かけていないと障害者年金はもらえないことになっておりますので、どうせ自分たちが年を取った頃には年金は破綻しているから支払わないとか、そういう人が多いように見受けられますが、もし現在、突然障がい者になった場合、これは交通事故だとか、何でなるか分かりませんので、そういう場合の蓄えではないですけれども、そういう障がいを負ったときに必ず障害者年金の話になると思います。そのときに、私は年金を支払っていなかったのですと。透析患者でもそういう方がものすごくおります。障害者年金もらっていないくて。みんなそうすると、障害者年金もらえないから大変な状態になっているという話を聞きます。なので、そんな嫌な思いをするのはたくさんですから、転ばぬ先の杖ではありませんが、年金はかけておいて間違いはないと思います。

また、現在の国民年金の加入率などは、2024年現在で84.5%、結構かけているのだなと思ひまして、よく言われるのが年金6割とかといって、4割ぐらいの人はかけていないよというのですけれども、実際調べてみたら84.5%、85%ぐらいの人が年金はかけているそうです。20歳からの加入率、20歳から25歳までの間の人はもっとかけている率が高くなりまして88%であるそうです。ほとんどは、親が肩代わりしているのが大多数だそうです。また、現在、このとき障がい者が厚生年金に加入していたら、会社側はどんな理由をつけても、病気が理由で会社に勤めたら辞めさせることはできないわけなのですが、私が勤めていた30年前には、

私は会社側から「もうすぐ尾澤君、障がい者になるんじゃないか」と話を言われたときに、「いえ、まだ障がい者になるとは決まっていんですけれども」と言ったのですけれども、それを聞いていたトップの上司がそんなやつは辞めさせろということで、突然、解雇通知みたいなものをいただいて、会社は要するに障がい者を雇うほど余裕がないから、障がい者になったら辞めさせられなくなるから今のうちに辞めさせろということで、当時、障がい者の認定を受けて障がい者で働いていた人もいますのですけれども、私の場合、障がい者をまだもら前だったので、先手を打たれて障がい者を受ける前に辞めさせられたということになったことがありました。その当時は、失われた30年の始まりということで、1990年台だったので、バブルが終焉を迎えたときなので、日本経済がどん底に行く途中だったので、少しでも人員を減らせということで私なんかそれで首切られたのかなと思うのですけれども、仕事は失う、障がい者にはなるという最悪な状況の中にいました。現在はそんなことできません。逆に障がい者を積極的に雇わなくてはならないことになっております。

次の質問に行きたいと思います。現在、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられています。障がい者を雇わなくてはいけないという会社になっているわけなのですけれども、障がい者を積極的に雇用すること、町としての現在の障がい者雇用に対する取組状況はどうか。

また、雇用率が改定されます。来月ですね、令和8年7月。その法定雇用率には対応できているか教えてください。

○荒井英世議長 飯塚秘書室長。

〔飯塚哲也秘書室長登壇〕

○飯塚哲也秘書室長 お答えいたします。

板倉町という一事業所においても、障がい者の計画的な採用であったり、雇用の促進は重要な課題となっております。障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対しまして、常時雇用する従業員の一定割合以上の障がい者雇用を義務づけておりまして、調査で毎年6月1日を基準日として労働局へ報告することになっています。現在公表されている最新のデータというのは令和7年の実績になりまして、どなたでもホームページ等で確認はできるのですけれども、群馬県内の市町村の機関、自治体等の実績ということで見てみますと、令和7年、昨年における障がい者の実雇用率は2.74%。目標値が2.8に対して2.74なので、どこかの自治体が足りないというような数値として読み取れるかなと思います。板倉町は、幾つかの未達成の市町村の一つとして挙げられております。板倉町は現在、雇用率としては、今現在6月なので、2.8%の状況下の数字になりますが、この時点で既に未達成という状況になってございまして、ここから7月、尾澤議員おっしゃるとおり、7月に2.8から3%に上げられ、さらに厳しい状況になるわけなのですけれども、実際、板倉町においては2.8から3%に上がっても、達成に必要な雇用人数は変わりません。法定雇用率の計算方法について若干説明させていただきますが、法定雇用率が3.0%というのは、単純に100人いれば3人、200人いれば6人雇用するということになります。言い方を変えれば、33.3人に1人の雇用が求められているということで間違いはないかと思うのですが、この計算方法において、板倉町の職員数、分母は今日現在で229です。ちょっと複雑な計算になるのですけれども、実際は板倉町職員と会計年度任用職員を全部合算すると、おおむね260人ぐらいいらっしゃるのですが、除外される職種であったりとか、例えば保育士の方だとか、一部の保健師の方、あるいは短時間であったりとか、1週間の時間数が足りない方などは除

外されていて、計算すると分母が229と。計算しますと、具体的に板倉町がこの法定雇用率に基づいて雇用すべき障がい者の方は6名というふうに判定を受けています。6名は採用すべきというところなのですが、それに対して現在の雇用者数は4名。ですので、2名不足という判定になります。この取扱い人数についても、実人数に限らない場合がございます。というのは、板倉町においては、今4名採用していると申し上げたのですが、実際の人の数は3名です。うち1人が重度の方、身体障がい者の場合は1級、2級が該当するのですが、そういった重い症状の方の場合は数字上2名のカウントができるということで、重度の方が今1名いらっしゃいますので、それを2名分のカウントした結果、4名の採用とみなされているという内容になります。このことも踏まえまして、今後、板倉町が法定雇用率を達成するには、障がい者の方を2名採用しなければなりません。あるいは、重度の方であれば1名は採用しなければならないという状況になります。

話はちょっと遡りまして、昨年、令和7年6月の基準日において、やはり板倉町は集計結果のとおり未達成となっておったのですが、その後の取組といいますか、秋口にかけて、人事担当が障がい者の面接会であったりとか、ちょっと表に出て行って、いろんな方のお話を聞いたりとか、また会計年度任用職員の募集をかけまして、実は12月1日付で2名の方を新規で採用いたしました。なので、集計上は、昨年、板倉町は未達成という扱いになっているのですが、年度内に2名採用して達成という扱いになっていたのも、公表されたデータにはないのですけれども、その後の厳しい改善指導等は免れたという結果になりました。ただ、今年度、4月の人事において、やはり2名の欠員が生じました。実際には1名の方が欠けたのですけれども、欠けたその1名の方が重度の方、2名カウントの方であったため、やはり2名減というような結果となっております。先ほどから申し上げていますが、未達成の自治体にはかなり厳しい指導が入ります。今、未達成の状況ですと、来年の1月には採用計画をきっちりつくって出さないという指導が入ります。その計画どおりに採用に取り組んでいない場合には直接指導というようなことにもなりますので、町としてはまず、来年度ということではなく年度内、今年でも積極的に採用に向けて努力をしていくとともに、障がい者の方向けの業務を用意してあげる、切り出しというような表現をよくされますけれども、業務の切り出しであったり、あるいは障がい者の方が働きやすい職場環境というのもやはり整えていく必要があるのかなというふうに受け止めておりますので、引き続き努力してまいります。長々とすみません。

以上になります。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 町のほうは2名未達成ということなのですが、これがもし民間企業であった場合には、たしか反則金とか納付義務が生じることになります。たしか月5万円で年間60万円でしたっけ。2人達成しないと120万円。これは達成した月の分で計算すると思うので、達成したらそこから先は払わなくていいと思うのですけれども、達成するまでは納めるということで、民間の場合は結構きついペナルティーがありますし、それでも達成できなかった場合には指導が入ります。雇用促進事業団という千葉にあるところから職員が何名か来て、いろいろ書かされたりされるのですが、私も民間企業にいたときやりましたから分かっているのですけれども、そういうのもありますし、なおかつ企業名も公表されてしまいます。そのくらい、今は障がい者雇用していないということは厳しいのですけれども、この公共団体のほうは反則金とかそういうものないし、どうしても大きな市とか、県もそうなのですから、そうすると相当な人数の障がい者を雇わなくてはならなくなってしまうと、どうしても未達成のところというのは出てくる可能性

が高いと思うのですよね。だからといって、反則金がないからいいやと思うのか、ちゃんと達成して障がい者を雇用するのかというのは、そこの町の考え方次第だと思うのですけれども、次の質問に移りたいと思います。

公共施設の再整備の方向性について伺います。学校教育施設、小中学校や社会教育施設、地区公民館の多くは、建設後、おおむね50年が経過している状況にある。年々物価が高騰し、今もイランの戦争などで重油、石油が入ってこないという状況になっていまして、いろいろな食品の値上げなどが行われているわけなのですけれども、この物価が高騰している経済状況を鑑みて、再整備の方向性を伺いたい。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 それでは、お答え申し上げます。

ただいまのご指摘のとおり、本町の学校教育施設及び社会教育施設の多くは、建築からおおむね50年が経過をしております。老朽化のほうが進んでいるところでございます。また、昨今の建築資材高騰や人件費上昇といった厳しい経済情勢も重なりまして、公共施設のあり方というものは、本町においても極めて重要な課題であるというふうに認識をしているところでございます。

本町では、国のインフラ長寿命化基本計画に基づきまして、保有する公共施設等の全体を把握いたしまして、長期的な視点から、総合的かつ計画的な管理を行うための指針ということといたしまして、平成29年3月に板倉町公共施設等総合管理計画というものを策定したところでございます。この計画に基づきまして、長寿命化等を目指した計画的な維持、更新によりまして、施設整備に係る費用の縮減と平準化を図ることを目的といたしまして、個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、管理運営を行っているところでございます。これらを踏まえました再整備の方向性につきまして、施設の種別ごとに少し申し上げさせていただきたいと思います。

まず、学校教育施設の関係についてでございます。現在、個別施設計画であります板倉町学校教育系施設長寿命化計画に基づきまして、耐震補強工事を完了させた上で、適切なメンテナンスによりまして、目標使用年数を80年というような形で設定をいたしまして、長期間かつ有効な活用を目指しているところというふうになってございます。一方で、少子化に伴う児童生徒数の推移でございますとか教育ニーズの変化、また将来世代に過度な負担を残さないという観点から、単なる延命化にとどまらず、教育の質の確保と持続可能な教育環境構築の観点から、中長期的な学校再編の検討は、当然避けて通れない課題というふうにも考えてございます。したがって、今後は現施設の安全性を担保するための計画的な修繕と、将来を見据えた学校再編を含むあるべき教育環境の検討を並行して進めてまいりたいというように考えてございます。

少し長くなりますけれども、次に、社会教育施設、先ほど尾澤議員のほうで申し上げました地区公民館の関係についてであります。中央、東部、南部、北部の各公民館につきましても、やはりこちらも板倉町町民文化系・社会教育系施設長寿命化計画というものがございまして、そちらに基づきまして管理運営を行っているところでございます。学校教育施設と同様に、こちらもやはり目標使用年数を80年ということで設定をいたしまして、長期間かつ有効な活用を目指しているところでございます。こちら、これまでは改築を前提とした更新サイクルでございましたけれども、現在は予防保全型というようなことで、そちらのほうでの維持管理へと転換を図っているところでございます。こちらは、不具合が生じてから修繕する事後保全型とは

異なりまして、劣化が軽微な段階での早期修繕や計画的な部材交換を行うことで、施設全体の長寿命化を図るものということになってございます。これによりまして、施設整備に係る費用の縮減と平準化を図りまして、持続可能な行政運営というものを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

これらを少し最後にまとめさせていただきますと、再整備の全体の方向性についてでありますけれども、現在、直ちに全面的な建て替えを行う予定というものはそれぞれございませんけれども、人口動態でありますとか財政状況、社会情勢の変化を常に注視をしておるところでございます。今後も、板倉町公共施設等総合管理計画及び先ほど申し上げました各個別施設計画に基づきまして、定期的な点検結果を反映をさせまして、安全性を最優先した施設管理を徹底するとともに、全庁的な視点から、将来にわたり持続可能な公共施設マネジメントのあり方について、着実かつ慎重に検討を継続してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 話を聞きますと、これから30年近く使っていくということなのですがけれども、やはり私も自分の周りにいる町民の方に聞いてみると、中央公民館ぐらい建て直してもらいたいなんて話はよく聞きます。これはやはり、はっきり言って町民の願いだと思います。今の中央公民館は、非常に使いづらいと思っております。私もそう思います。冬場は座席の上のほうに行ってしまうと非常に暑いし、下のほうは暖房が届かなくて寒かったりだとかあったりして、あとコンサートなんか呼ぶ場合には、機材を運ぶのが職員たちで手で運ぶとか話も聞いていますし、結構、今のは厳しいかなと思ひまして、要するに機材を運ぶにしても、ちゃんとそこでエレベーターか何かで上に届くのだったらいいのですけれども、そういうこともできないと聞いていますので。

何か話を聞きますと、去年、70周年記念でNHKのど自慢を呼びたかったという話を聞いていますけれども、それもNHKのほうから施設の状況を見て来られなかったという話を聞いていますし、10年前もそうだったって、60周年のときも呼ぼうとしたら駄目だと言われたと。だから、足かけ10年かけて全く板倉町さんで進歩がなかったのかなということを言われたということを聞いていますので。町民の願いとしては、町でもう一度、のど自慢だとかそういうのをやってもらいたいという話を聞いていましたので。昔、のど自慢が板倉町であったのは私もよくは覚えていないですが、たしか板中の体育館でやった、昭和47年か48年頃にあったような覚えがあるのですけれども、その後にあったかどうか私は知りませんが、もう一度ぐらいそういうのを見てみたいねということを言われて、そうですねということで話ししていたのですけれども、そんなこともありますので、なるべく早く建て直しができるようにしてもらいたいと思います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 繰り返しになりますけれども、現在は直ちに全面的な建て替えを行う予定はないということでございますけれども、将来にわたり持続可能な公共施設のマネジメントのあり方につきましては、いろんな情勢を踏まえた中で、適切な時期に判断をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 私も町議やらせていただいたときに、あれも欲しい、これも欲しいというような話をよくいただいて、町に伝えてきたところでもあります。また、よく図書館が欲しいとか、新しいホールが欲しいということを常々頂戴をしてきたところでもありますけれども、今現在の町の財政状況、今後、先ほどおっしゃっていましたけれども、やはり学校の関係、今回の保育園の話もございいますので、これからどんどん出ていく話ばかりでして、皆さんがいっぱい税金を納めてくれるとか、そういったお話がない限りなかなか今の計画に沿ったものしかできてこないというのはご理解をいただきたいというところでありますし、私もし変えるのであれば、中央公民館、これをある程度ホールをしっかりとしたものにする。また、図書館とまではいかないまでも、そういった機能的な、図書館的な機能を持つものというのに建て替えはしたいなというふうにも思っているところです。ただ、一昨年になりますかね、雨漏りがするというところで、4,000万円ほどかけて補修をしているところでもありますので、お金をかけたものをすぐ建て替えという、そういった無駄といえますか、そういったものにはしたくないということで、例えば何年間でならしたときに、では1年間で幾ら使ったとか、そういった面も含めたところで考えていかなければいけない。確かにこの間の中嶋彰子さんのコンサートでも、町長、何とかしてくださいねなんて、音響をよくしてくださいねなんて言われたのはズキンと心に刺さってはいるところもございいますので、ちゃんと考えているということでご理解いただければと思います。

○荒井英世議長 その前に、長谷見福祉課長からちょっと訂正の。

[長谷見晶広福祉課長登壇]

○長谷見晶広福祉課長 障がい者の関係のご質問の中で基幹支援センターしろっこということで、所在地が館林本町と申し上げたのですけれども、館林市大手町ということで訂正いたします。すみませんでした。

○4番 尾澤将樹議員 私のほうは、これで終わりにします。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で尾澤将樹議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

13時15分から再開いたします。

休 憩 (午後 0時16分)

再 開 (午後 1時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問の時間は60分です。

藪之本議員。

[3番 藪之本佳奈子議員登壇]

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本です。よろしくお願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、順次質問を行わせていただきます。

質問に先立ちまして、小野田町長をはじめとする執行部の皆様並びに職員の皆様におかれましては、日夜、本町の発展と福祉の向上のために多大なるご尽力をいただきますことに、心より敬意と感謝を申し上げます。また、日頃より町政に対し温かいご支援とご意見を寄せられております町民の皆様にも深く感謝を申し上げます。本日は、我が町の未来を見据え、町民の皆様からお預かりした切実な声を届けるべく質問させていただきます。前向きで誠実あるご答弁を期待いたしまして、質問に入らせていただきたいと思います。引き続き、教育委員会の方たちにはよろしくお願いいたします。

まず初めに、小中学校トイレへの生理用品設置について伺います。昨年の一般質問において、学校トイレへの生理用品設置について提案をし、検討するとのご答弁をいただきました。生理用品については、現在、保健室で配布対応をしていることは承知しております。しかし、急な生理や生理用品を持ち合わせていない場合、また保健室へ行くことに心理的な負担を感じる児童生徒もいると考えます。いろいろな理由でナプキンの交換をしない児童生徒もおります。生理は病気ではなく、成長過程において誰もが経験する自然なものです。しかしながら、必要なときに生理用品が手元になく困ることや、不安を抱えながら学校生活を送ることは望ましいことではありません。また、生理用品の設置は、単なる物品配布ではなく、児童生徒が安心して学校生活を送るための環境整備であり、女性の健康や人権、さらには女性特有の課題に配慮するというジェンダー平等の観点からも意義のある取組であると考えております。

そこでまず、昨年の一般質問以降、どのような検討が行われたのか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 それでは、お答え申し上げます。

昨年の一般質問を受けまして、学校トイレへの生理用品設置のあり方につきまして、慎重に検討を重ねてまいったところでございます。まず、前提といたしまして、児童生徒の心身の健康を守り、誰もが安心して学べる環境を整えることは、学校教育において極めて重要であると認識してございます。その上で、生理用品の提供に関する検討結果につきましてご説明いたしたいと思います。

現在、学校における生理用品の提供は、予期せぬ事態への緊急対応を主目的として、保健室を拠点としております。この対応は、単に物品を提供するという機能以上の価値があると考えてございます。教職員が保健室で児童生徒に直接対応することは、生理用品を必要とするタイミングを捉えまして、そのときに体調の変化や精神的な不安に寄り添い、早期に健康上の課題を発見、サポートするという教育現場における大切な機会となっております。何よりも、この対面による見守りという保健室の教育的機能を維持をさせていただくということが、児童生徒の健やかな成長にとって最善であるというようなことでの結論に至ったところでございます。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。検討の結果、今現在、トイレのほうには設置には至っていないということよろしいでしょうか。保健室での対応で、生徒の背景とかいろんな状況を先生方が確認しながら配布するという、そういう取組はすごく大切なことだと思います。また、安心して生徒が相談に来れる環境というのも大変必要なことであり、重要なことと私のほうも理解しております。保健室対応を否定するものではなく、いざというとき、本当に使いたい人がその瞬間使える環境づくりということで今回質

問のほうをさせていただいております。保健室の対応はもちろん大切なのですが、生徒目線から考えますと、相談しないともらえない、相談に行かないと使えないという考え方も出てくるかと思います。やはり、相談するという不安があってはいけないのではないのかなと思います。必要な人が必要なときに使える環境づくりということで、設置のほうが進められるのかなと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 お答え申し上げます。

現時点で設置に至っていない理由というところでよろしいでしょうかね。設置に至らなかった理由につきましては、先ほど述べさせていただきました保健室での教育的ケアの優先に加えまして、実は他自治体で事例にもあるのですが、必要以上に持ち去られてしまう等の管理上の課題及び衛生維持の観点から、常時配置には慎重にならざるを得ない判断があったためということとなっております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。管理の問題、もちろんあるかと思います。持ち帰りもゼロではないということは承知しております。しかし、持ち帰ってしまうからといって、設置しない理由にはちょっと難しいのかなと思います。あくまでも必要な人が必要なときに使える環境をつくるということで、今回は提案させていただいております。環境づくりは、やはり子供たちが安心して学校生活を送っていく上では必要なことではないのかなと私のほうは思います。様々な考え方があることは理解いたしました。しかし、私は、生理用品の設置は単なる物品配布ではなく、先ほどもおっしゃっていたかと思うのですが、児童生徒が安心して学校生活を送るための環境整備であり、女性の健康や人権、ジェンダー平等の観点からも重要な取組であると考えております。また、既に多くの自治体で学校トイレへの設置が進められており、その中には、学校予算ではなく独自予算で実施している自治体もあります。必要となる経費も決して多額なものではありません。私は、トイレットペーパーが当たり前に設置されているように、生理用品についても必要なときに安心して利用できる環境を整えることこそが、これからの時代には求められるのではないかと考えております。これは学校に限った話ではなく、社会全体で考えていくべき環境整備の一つであると考えております。本町においても、現在の考え方からもう一步踏み込み、まずは児童生徒の安心につながる環境整備について引き続き検討いただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 私も議員さんおっしゃるように様々な意見があるというのも重々承知をしているところでございますけれども、現時点では取りあえず学校現場の意見等も踏まえまして、やはり教育的観点からも、生理は単なる身体的現象ではないと、成長過程において心身の大きな変化を伴うものというようなところでありますので、児童生徒が自ら声を上げたり、大人に相談する機会が失われてしまうということを現時点ではちょっと懸念しているというようなことになりまして、保健室へ足を運び、養護教諭や教職員と対面し、適切な助言や健康観察を受けるプロセスこそが、多感な時期にある児童生徒を支える上で不可欠であるというような判断をしたところでございますけれども、議員さんの意見も重く受け止めまして、再度そういった運用をしながらも、また今後どのような形がふさわしいのかという部分につきましては研究

してまいりたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。先ほどもおっしゃっていただきましたように、自ら手を挙げて相談する機会を、それはすごく大切なことだと私も思います。やはり自分のことが自分で言える、そういう教育ももちろん大事なことです。しかし、言えない方もいらっしゃるということで、決して否定するものではなく、併せて環境整備ということで引き続き検討していただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次の質問のほうに移らせていただきたいと思います。次に、保護者負担軽減について、先進事例から、本町で導入可能な取組や算数セットの備品化について伺いたいと思います。近年の物価高騰により、子育て世帯を取り巻く環境は厳しさを増しております。小学校入学時には、ランドセルをはじめ、体操着など様々な準備が必要となり、保護者にとって大きな負担となっております。また、負担は金銭面だけではなく、特に算数セットについては、おはじきや数え棒など、何百個にも名前をつける必要があり、多くの保護者が時間的な負担を感じております。私自身も保護者から、本当に名前付けが大変だったよとか、1個1個の細かい作業が本当に大変なのだね、入学準備の中で一番大変だったという声を伺っております。算数セットは昭和40年代から全国的に普及した教材であり、その教育的意義については理解しております。しかしながら、社会環境は大きく変化しております。共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く状況は大きく変わっており、保護者負担の軽減という視点も重要になってきております。文科省は、保護者負担軽減策として、保護者等負担で購入していた教材を学校備品化し、地方財政措置も講じることで保護者の経済的負担を減らす方針を通知で示しています。具体例として、算数セットや裁縫セット等を学校備品として整備した自治体事例が周知されています。

そこで伺います。先進自治体の取組を踏まえ、本町で導入可能と考える保護者負担軽減策についてどのように考えているのか。また、算数セットの学校備品化についての見解を伺います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 それでは、お答えを申し上げます。

今、議員おっしゃられた国が示しております補助教材及び学用品等に係る保護者負担の軽減という方針につきましても、教育の機会均等を図る上で非常に重要な視点であるというような認識をしております。本町における負担軽減策についての考え方でございますけれども、次に申し上げます3つの点からご説明を申し上げます。少々お時間頂戴しますが、まず第1に、子育て世帯への包括的な経済的支援についてという点からでございます。町では、子育て世帯の家計における負担を総合的に軽減するため、子育て支援金の支給、学校給食費の無料化、英語検定料の助成等、町独自の支援策を重点的に実施をさせていただいているところでございます。学用品等の個別の費用につきましては、現時点では各ご家庭でのご負担をお願いをしておりますが、町全体として実施をしているこれら多角的な支援策を合わせることで、子育て世帯の経済的負担を重層的に軽減していくことが本町の基本的な方針ということでございます。限られた財源の中で、どのような支援が最も効果的かという優先順位を常に勘案をさせていただきながら、今後も子育て世帯への支援の維持、充実に努めてまいりたいというように考えてございます。

第2に、教材の教育的価値と特性についてという点からでございます。学用品の中でも、特に議員おっしゃられた算数セット等の教材につきましては、お子様が自分専用の道具を持つことで、物を大切にするという心を養う教育的意義というものもございます。また、学習指導要領の改訂や現場教員からの要望により、教材は常にブラッシュアップをされておりまして、その時々最新の教材を使用することがお子様の学習理解を深めるために有益であるというように考えてございます。また、実務的な面におきましても、算数セットは細かなパーツが非常に多いというように聞いておりますけれども、そのため、これを学校備品として使い回す運用には、紛失時の補充や衛生管理の面で大きな困難が伴うものと考えてございます。

第3に、教職員の働き方環境の維持についてという観点でございます。仮に教材を学校備品化し、一括購入、管理を行う場合には、貸出し、回収作業やパーツごとの点検、長期的な更新計画の策定など、教職員の業務負担の増大というものが見込まれます。現在、多様化、複雑化する教育課題への対応など、教職員の業務が多忙を極める中、本町では教職員が子供たちと向き合う時間を最大限確保できるよう、働き方改革を推進をさせていただいております。管理事務の増大は、結果として教育の質の低下を招きかねないため、現場の環境維持という観点からも、現時点では備品化以外の方法で負担軽減を図るべきというように考えてございます。

以上のように、町では包括的な経済的支援の充実を図りつつ、教育的効果と現場の環境維持のバランスを考慮しながら、負担軽減策について検討を進めているところでございます。何とぞご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。現在では、特に算数セット、備品化ということは、今のところは検討はしていないというご答弁でいただきました。算数セットに限らず、裁縫セット、習字道具、いろいろ学校備品化として取り組んでいる事例もございます。例えば板倉中学校では、習字は学校の備品として、学校備品化ですかね、学校のものを使っているとお聞きしますが、実際に備品化として取り組まれているのかなと思います。これについてはいかがでしょうか。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 個々に実際に備品化されているもの、いないもの等々ございますとは思いますが、今回、特に算数セットというようなことでのご質問でありましたので、この部分につきましては、やはり町としての独自の子育て支援策の部分、特に給食費の無料化でありますとか子育て支援金、さらには全国的な制度になりますけれども児童手当もありますし、さらにひとり親世帯には児童扶養手当、母子父子家庭の児童へは入進学を支度金、あとは福祉医療で子供の医療費無料化等々ございますので、そこら辺は、銭金の問題ではないと思うのですけれども、そういった重層的な支援策を講じているという観点から、今回は現時点では行わないという判断に至りました。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。現時点では、板倉町では今検討はしていないというこ

とで理解のほういたしました。

一方で、全国では、学校の備品化やリユース、保護者負担軽減に向けた様々な工夫が進められております。私は、子育て支援とは、給付や補助金だけではなく、保護者の時間的負担や心理的負担を軽減することも重要だと考えております。また、子育てを取り巻く環境が変化している中で、これまで当たり前とされてきたことについて見直していく視点が必要なのではないでしょうか。今回は算数セットを例に挙げましたが、保護者負担軽減に向けた取組はほかにも様々考えられます。本町においても、先生の働き方改革とともに、保護者の負担軽減、時間的負担軽減も含めまして、これまでの考え方にとらわれることなく、先進事例を研究しながら、子育てに寄り添った取組について、もう一步踏み込んだ検討を期待し、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございます。

最後に、こちらが災害時における生活用水確保のための井戸活用について伺います。近年、全国各地で大規模災害が発生しております。特に能登半島地震では、長期間にわたる断水が発生し、多くの住民が生活用水の確保に苦慮しました。災害時には飲料水の確保に注目が集まりますが、実際にはトイレや清掃、手洗いなどをはじめ、洗濯など、使用する生活用水の確保も重要な課題となっております。本町は、地下水に恵まれた地域であり、現在も井戸を所有している家庭や事業所が存在しております。もちろん、災害の状況によっては、井戸水が濁る可能性や停電によってポンプが使えなくなる可能性もあります。また、全ての井戸が利用できるとは限りません。しかし、防災対策とは、確実に使えるものだけを準備するのではなく、使える可能性のあるものを平時から把握し、活用できる環境を整えておくことも重要であると考えております。今回、町が井戸を管理したり、安全性を保障したりすることを求めているわけではありません。災害時に地域住民が自助、共助の中で活用できる地域資源として、登録井戸制度について伺うものです。

そこで伺います。災害時に活用可能な井戸をあらかじめ把握し、地域住民が利用できる環境を整えるための登録井戸制度の必要性についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

〔荻野剛史総務課長登壇〕

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えいたします。

災害時協力井戸の登録制度につきましては、幾つかの自治体で行っております。こちらにつきましては、個人や企業が所有している井戸を災害時協力井戸として事前登録し、断水時に地域住民へ無料開放する取組を行っているものであります。近隣では、館林市、伊勢崎市や栃木市のホームページなどでこういった協力井戸の登録の状況を見ることもできます。地震等の大規模災害で水道施設が被災した場合、復旧には時間がかかります。飲料水は備蓄で賄うのが基本ではありますが、トイレ用水など膨大な量が必要な生活用水を近隣の住民で賄うことは、避難生活や在宅避難の大きな助けとなります。町といたしましても、災害時協力井戸は、大規模な地震などで水道が断水した際、給水車が来るまでの間、生活用水の水源として利用できるようであれば有効であると認識はしております。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。私も、行政による管理や保障を求めるものではなく、災害時に協力いただける井戸、井戸所有者を自主的に募り、自助、共助を支援する仕組みとして有効ではな

いのかなというふうに感じております。

町内における井戸の把握状況について伺いたいと思います。過去に、県の調査に関連し、町内の井戸の把握を行った経緯があると伺っております。今回、私が提案している登録井戸制度は、自主的な登録を前提とするものであり、全ての井戸を調査することを求めているものではありません。一方で、制度の検討に当たっては、どのような制度が存在するか、いろいろあるかと思います。実際に、この井戸を4年前に把握されたと伺っておりますが、どのように把握を行っているか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

4年前の調査につきましては、群馬県が実施する地下水質概況調査の一環で、町が行政区を通じて回覧による井戸所有世帯の調査を行っております。その調査におきましては、町内で136か所の井戸があるとの報告がありました。町では、これが全て災害時に必要な、可能な井戸であるということではありません。

また、この調査につきましては、この目的以外には使用できないというようなことでありますので、実際に協力できる井戸を調査する場合には改めてまた調査することになると思います。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。過去に一定の把握はされているものの、町内の災害目的の調査ではないということで、大まかな数字だということは理解しております。そうした中で、一方で、一定数の井戸数が存在しているということは確認できているということで理解いたしました。登録井戸制度を検討する上で、参考情報として活用できるのではないかと考えております。

次に、水質検査について伺いたいと思います。登録井戸制度を進めるに当たり、井戸所有者にとっても、利用する住民にとっても、水質に対する不安はあるものと考えます。特に、災害時に利用する井戸であることから、この水は使って大丈夫なのかなという疑問を持つ方もいるかと思われます。一方で、水質検査を登録の条件とした場合には、費用負担から登録をためらう方が出る可能性もあります。そこで、登録井戸制度における水質検査について、本町はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

水質検査につきましては、まず伊勢崎の参考例を申し上げますと、伊勢崎の制度では、大規模災害時に水道が停止した場合、地域住民が近隣の協力井戸から生活用水を無償で提供してもらう仕組み、先ほども申し上げたとおりなのですが、その特徴としては、あくまでも所有者の善意による登録制となります。災害時には、伊勢崎市が登録井戸の場所を周知するという制度。それと、やはり井戸水ですので、特別な設備、手動ポンプなり電動ポンプがあることが望ましい。それと、伊勢崎市による水質検査は行わない。水質検査が登録の条件ではないというものになっております。災害時協力井戸の制度につきましては、自治体が水質検査を行わないという運用が一般的になっていると思います。

今後、板倉町において登録制度を検討する場合につきましては、こういった先進地の例を参考にしながら

研究をしていきたいなと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。飲料水が目的ではなく、生活用水としての活用を前提としている考えは理解いたしました。私も提案している制度は、断水時のトイレや清掃などに活用できる地域資源を考えております。自助、共助を支えるための登録や情報整理について、今後どのように進めていく考えか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

〔荻野剛史総務課長登壇〕

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

地震などの災害時によって水道が長期断水した際に、個人や事業所が所有する井戸水を地域住民へ無償で提供し、生活用水を確保するという制度につきましては、共助の考え方による仕組みだと思っております。共助の意識向上に有効なものと考えますので、今後、災害時協力井戸については調査研究を進めていきたいと考えております。しかしながら、この登録井戸につきましては、あくまでも所有者の善意によるというものでありますので、災害時とはいえ、見知らぬ人が敷地に入ったりだとか、井戸から給水する。また、夜間なども勝手に入ってくる場合なども想定するところであります。つまり、こういったことが考えられますので、井戸所有者に迷惑がかからないような条件を設定する必要があると思っております。

また、登録井戸の該当要件を設定しなければならないと思っております。一例を挙げますと、井戸とはいっても、現在も使用している井戸。ふだん、生活しているその水を災害時にはお裾分けするようなことになると思います。もちろん、災害時に無償で地域住民に提供できる、これが約束できるということです。もちろん、その水をくみ上げるための手押しだったり電動のポンプ、停電時には電動ポンプは使えませんが、そういったものがないと水がくみ上げられません。それと、登録するからにはある程度町が公表することになるのですけれども、この公表の範囲につきましても、全てホームページ等で公表してよいのか。一部の地域、自主防災組織とかそういった範囲を狭めて公開する。地域の共助のための井戸だということで、そういった公表の範囲なんかも検討しなければならない。それに同意できるのが条件になってくると、こういった項目に賛同していただいた方が登録の手続を行うようになると思っております。幾つかの自治体でこういった災害時の協力制度を設けております。それらの自治体の事例を収集して、調査研究を町でも進めていきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。調査研究を進めるとのご答弁をいただきました。また、先ほどの答弁では、制度自体の有効性についても認識されているとのことでありました。本町は、地下水に恵まれた地域であります。ぜひ研究だけで終わることなく、本町に合った形で研究を進めていただきたいと思います。今回の答弁では、登録井戸制度について有効性を認識していること、また、今後調査研究を進める考えであることを確認することができました。

災害は、いつ発生するか分かりません。実際に井戸がどこまで活用できるかも、そのときになってみなければ

れば分からない部分があります。しかし、防災とは、不確実だから何もしないのではなく、不確実だからこそ平時から備えるものであると考えております。

また、登録井戸制度は、災害時の生活用水確保だけでなく、住民の安心感にもつながる取組であると考えます。本町においても研究にとどまることなく、自助、共助を支える仕組みづくりについて前向きに検討いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 お答えします。

災害につきましては、まずは自助、その次に共助ということになります。公助、我々につきましては、その支援を行うということになります。自助、共助の意識向上に町民の方々もお願いしたいと思います。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。お時間のほう60分いただいておりますが、以上で一般質問のほうを終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

14時30分から再開いたします。

休 憩 (午後 1時51分)

再 開 (午後 2時30分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、青木文雄議員。

なお、質問の時間は45分です。

青木文雄議員。

[5番 青木文雄議員登壇]

○5番 青木文雄議員 5番、青木文雄です。皆さん、大変お待たせいたしました。これより青木文雄、一般質問させていただきます。

ここで話しするようなことではないのですが、私、息子が2人います。50年生まれと52年生まれで、2人とも東京で生まれています。でも、私が板倉町で生活しておりますので、息子たちは、東京でどちらから来られましたというふうな質問があったときに板倉町と答えると、みんな何か困ってしまう。分からないというので。だから、最近は、館林の隣町ですというふうに答えるようにしているのだというのです。それはまずい。板倉町の隣に館林があるというふうに説明しろと言ったら笑われましたけれども、驚くほど板倉町って知られていない。これが、私の今の問題意識です。

知名度とは、人や地域、商品などがどれだけ多くの人に知られているかの度合いです。存在を知っている人の多さと表現することもできます。知名度とは、板倉町の存在や特徴を知っている人の割合であり、交流

人口や移住・定住の拡大に向けた重要な基盤です。板倉町の発展において今問われているのは、選ばれる町になるかどうかであります。どれだけ魅力があっても、知られていなければ選択肢には入りません。知名度の向上は、人を呼び込み、経済を動かし、施策の効果を高める入り口であります。特に若い世代においては、板倉町の名前は知っているけれども、場所はどこだか知らないという状況が見受けられます。これは、大きな機会の損失であります。重要なのは、大きな予算ではなく戦略であります。ターゲットを明確にし、SNSや短い動画などを活用し、継続的に発信していくこと。これにより、低コストでも十分な効果が期待できます。知名度向上は、単なる広報ではなく、移住・定住、観光、産業、全てに関わる基盤政策です。

そこで伺います。町の発展には、情報発信力強化による知名度の向上が必要であるが、町は知名度向上をどう考えているかお伺いします。

○荒井英世議長 飯塚秘書室長。

[飯塚哲也秘書室長登壇]

○飯塚哲也秘書室長 お答えいたします。

ご指摘のとおり、町の発展には、情報発信力の強化による知名度、またイメージの向上は不可欠と町も考えてございます。板倉町では、令和7年度にシティプロモーション事業の一つとして、電子雑誌「旅色」を制作いたしました。この電子冊子のほか、紙冊子及び動画を作成して、町の魅力を多角的に発信してございます。また、町の公式LINEの運用が始まりまして、タイムリーな行政情報であるとか、生活情報の提供及び双方向サービスの構築に努めている状況でございます。

現状の課題といたしましては、やはり情報が多い現代における受信者の関心度や熱量、また情報ツールの多様化にも対応しつつ、より効果的な情報発信、議員おっしゃられたとおり、戦略の構築がやはり必要と考えてございます。今後も足を止めることなく、町の新たな魅力と知名度、魅力の発掘、発信、そしてイメージ向上も含めて、戦略的かつ継続的な情報発信に努めることが重要と考えております。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。シティプロモーションは、単に町の知名度を上げることが目的ではなく、誰にどのような魅力を伝え、どのような行動につなげるかが重要です。ターゲットが曖昧なまま、情報発信の内容も手法も散漫となり、限られた予算や人員では十分な効果を得ることができません。例えば、子育て世代に移住してほしいのであれば、住宅のしやすさ、子育て支援、通勤環境など、重点的にプロモーションする必要があります。一方、観光を呼び込みたいのであれば、イベントや地域支援の魅力を中心にプロモーションすることになります。誰にでも伝えようとする情報は、結果として誰にも響きません。限られた財源の中で成果を上げるためには、ターゲットに合わせた戦略的なシティプロモーションを展開することが重要であると考えます。

そこで伺います。ターゲットを明確としたプロモーションを推進する考えはないかお伺いします。

○荒井英世議長 飯塚秘書室長。

[飯塚哲也秘書室長登壇]

○飯塚哲也秘書室長 お答えいたします。

ご質問のとおり、町のPRを展開していくためには、まずどのようなニーズがあるか、またどのような町

に皆さんが魅力を感じるのかを分析し、場合によっては新たな施策を講じたり、既存の有益な魅力の掘り起こし、こういったものも並行して取り組みまして、町への移住・定住を促進する必要があると考えております。ご指摘のとおり、ターゲットを絞り込んだPR手法というのは非常に有効だと思いますので、先進的な事例等を含めて参考にさせていただこうと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

次の質問は、町からではなく、住民からSNS投稿なんかの仕組みがつくれないかなと考えたことから質問につながったものです。現在、情報収集の手段は大きく変化しています。特に若い世代は、ホームページや広報紙よりも、SNSや動画配信サービスを通じて情報に触れる機会が増えています。SNSや短編動画には、次のような利点があります。若い世代へ直接情報を届けることができる。町の風景や暮らしの魅力を視覚的に伝えられる。低コストで継続的な情報発信が可能である。共感した人が拡散することで、町を知らない人にも情報が届く。これらのシティプロモーションは、つくった情報を発信するのではなく、見てもらえる媒体で発信するという視点が必要です。町の魅力をより多くの人に届けるため、SNSや短編動画を活用した戦略的な情報発信を強化すべきだと考えます。

そこで伺います。SNS、短い動画など、デジタルを軸にした継続する発信体制を強化する考えはないか伺います。

○荒井英世議長 飯塚秘書室長。

〔飯塚哲也秘書室長登壇〕

○飯塚哲也秘書室長 お答えいたします。

デジタルを軸にした情報発信体制の強化、おっしゃられるとおり、特に若い世代への関心を高める上では、今後の自治体運営における重要な課題であると認識してございます。板倉町では、令和2年度に公式YouTubeチャンネルを開設しまして、シティプロモーションの動画であったり移住促進動画、また毎月ケーブルテレビのいたくら通信、またイベント等の行事などの動画をアップロードしております。なかなかちょっと視聴者数が増えないのですが、これは継続してまいりたいと考えております。

令和6年度には、先ほど申し上げましたが、町の公式LINEの導入がありまして、通常は情報発信、タイムリーなものを送っているのですが、こちらDX化の一助にもなるツールでございまして、双方向、シティプロモーションにおいてもSNSの短編動画へ誘導したりとか、そういったものも武器になり得ると考えています。現在のLINE配信やYouTubeに加えて、今後はSNSでの拡散等を想定しつつ、若者向けのTikTokであったりとか、あとファミリー層向けというのかな、シェア的にはナンバーワンだと思うのですが、インスタグラムの投稿だったりとか、そういったものもちょっと考えていきたいというふうには、担当レベルでは今検討している段階でございます。やはり情報の拡散であったり、意外性のある動画とかも、やはりキャッチーで非常に効果的なのかなと。なかなかそこにはまだ取り組めてはいないのですが、やはり板倉町に気づいてもらうということが大事だと思います。最終的にはLINEのような、町の情報を継続的に取っていただけるような関係の構築にいけば一番理想なのかなというふうには考えています。しかしながら、やはりリソースに限りがありますので、全てに注力するよりは、その特性、

それぞれのSNSの特性、ターゲットにもよると思うのですが、そういった特性を理解した上で、ある程度優先順位を見定める必要もあるのかなというふうに考えながら取り組んでいかなければならないのかなというふうには思っています。

L I N E運用についても、今年度、担当がちょっと替わってしまって、年度切替でバタバタしてしまっただけなのですが、企画財政課から秘書室のほうに事務が移管されて、実は今年度、4月からうちのほうで担当してやらせていただいています。L I N Eの活用によって、住民サービスであったりとか満足度を上げるということを目標に、そのフェーズでまず運用確立を第一に考えて担当としては取り組んでおります。今後もL I N E運用の拡充ということを考えつつ、もちろんご質問のとおり、SNS動画の拡散を狙うという視点も非常に効果的と考えています。有効な手段として視野に入れながら、その場面場面で活用できればというふうに考えております。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。私が個人的にやっているのはフェイスブックなのですが、最初の頃、60代の初めぐらいに始めたと思うのですが、それを始めたとき友達がたくさんできて、自分の世界とは全然違ういろんな世界の方がワアッと入ってきてくれて、びっくりするような人とたくさん友達になりましたけれども、フェイスブック上で。そのときってほとんど文章かな、言葉としてのやり取りだった。ところが今見ると、ほとんど短い動画配信になっているのですね。それが結構、すごく面白いですよ。時代はもうそこに来ているのだと思います。だから、そういった短い動画配信、例えば今、館林さんがやっている「こちら広報部」というのかな、広報課というのかな、あれが多分2分もないと思うのですが、広報課の女の子の仕事ぶりを簡単に流しているだけなのだけれども、それってとても面白い。それは2回目ぐらいになっているのですね。効果があると思って続けているのだと思いますけれども、時代は今、そういった短い動画配信になっていると思うので、その辺の何か工夫をしていただきたいと思います。

要するに、どれだけすばらしい魅力があっても、知られなければ選ばれることはないので、今の時代、人が集まる場所は駅前ではなく、スマートフォンの画面の中にあります。町の魅力を届けるため、SNS、短い動画を活用した発信力の強化を求めています。

シティプロモーションを進める上で、町の魅力や特徴を端的に伝えるキャッチコピーは非常に重要な役割を果たします。現在は情報があふれる時代であり、自治体が発信する情報も数多く存在します。その中で相手の心を引くためには、まず知ってもらうことが必要です。キャッチコピーは、町の魅力を短い言葉で分かりやすく伝え、相手の記憶に残す効果があります。

そこで伺います。注目を集める効果の高いキャッチコピーの必要性を痛感しておりますが、町はどのように考えているかお伺いします。

○荒井英世議長 飯塚秘書室長。

[飯塚哲也秘書室長登壇]

○飯塚哲也秘書室長 お答えいたします。

注目を集める効果の高いキャッチコピー、私も幾つか、他県であったりとかほかの自治体ですごいなと感

じたり、よくここに目が行くなと思ったりとかというのを参考にするようなものってたくさん見かけます。シティプロモーション戦略においては、非常に重要な役割を果たすものだという認識はございます。シティプロモーションにおいて、キャッチコピーはあくまで情報の入り口ですが、やはりその背後にある実績だったりとか施策の充実、こういったものが真の知名度向上とイメージ向上につながるものと思います。キャッチコピー、併せて町の魅力の掘り起こし、繰り返しになるかもしれませんが、具体的な施策の充実を並行して進めることが知名度、イメージ向上に結びつくものと考えております。

また、ちょっと視点を変えまして、一般的な方の公募的なものというのもアイデアとしては当然あるのですが、一方で、戦略的に取り組んでキャッチコピー、例えばマーケティングであるとかブランディングのプロの方、業界の専門家というのですかね、そういった方の力をお借りするのも必要なかなというふうに考えたりもします。キャッチコピーに限らず、プロモーションにおけるデザインもそうですね。いろんなポスターであったりとか広告物のデザインであったり、設計、構成も含めてそういった開発に向けてはプロの力というのを借りるのも重要なかなというふうに考えます。単によい言葉を選ぶということだけではなくて、そこに向けてターゲット層の分析とか、市場調査であったりとか、やはりブランディングが求められてくると思いますので、今回貴重なご意見いただきましたので、引き続きそういったことを踏まえて検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。私、ビール飲みますけれども、アサヒビールって、かつてシェアが10%ぐらいでどうしようもならないときに、住友銀行から樋口さんという方が来るのですね。その方がいろいろ取り組んだときに、ビールの味を変えるのですね。飲料の世界で味を変えるというのはすごく冒険で、間違ってしまったら撤退できないわけですから。味を変えてしまう、ラベルを変えてしまうのですね。僕らのとき、アサヒのビールって日の丸のやつでした。それを今風なスーパードライのあのデザインに変えてしまうのです。そのとき打ったのがコピーで、コクがあってキレがあるというコピーだったのです。それが、当時の若者をすごく捕まえたのですね。コクがあってキレがある。私は、個人的にはその記憶の中で、いろんなことをたくさん忘れていたのだけれども、そのコピーすごく覚えていて。そこで何か、アサヒビールって伸びてくるのですよね。北から南まですごい大キャンペーンを張って、東京まで。そのとき使っていた写真がジャンボ尾崎と青木の写真で、コクがあってキレがあるというやつをバアンと押し出して、すごく短い言葉でパッとつかんでしまうのがキャッチコピーだと思うので、いろいろな町の広報をやるときって、そこを大事にしていっていただきたいなと思います。

ついでに言うと、議員やるようになってからすごく面白いなと思ったのは、流山市の「母になるなら、流山市。」、これもすごいコピーだなと思って。あれも東京の地下鉄の駅のホームなんか、でっかい看板の中に「母になるなら、流山市。」と。あの無名だった流山が一躍大きいのし上がっていくキャッチコピー、すごく効果があったなと思っています。キャッチコピー、何か作業するとき、ちょっと大事に考えてやっていただきたいと思います。

質問を前へ進めます。次、漢字検定受検料補助の導入についてお伺いします。漢字力は全ての学習の基盤であり、その定着は極めて重要と考えますが、町の認識を伺います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 それでは、お答え申し上げます。

漢字力につきましては、あらゆる教科の学習を進める上で欠かせない基礎学力であるとともに、論理的思考力や表現力を養うためにも極めて重要な要素であると深く認識をしてございます。町といたしましても、学校教育の現場において、漢字の読み書きの習得は学力の土台を築く最優先事項の一つとして位置づけておりまして、日々の授業や家庭学習を通じて、その定着に力を注いでいるところでございます。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。漢字検定のような目標設定は、児童生徒の学習意欲や自己肯定感につながることを考えますが、教育的効果について見解を伺います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 お答えします。

自ら目標を立てまして、その達成に向けて計画的に学習に取り組む経験といったものは、児童生徒の学習意欲を高めるだけでなく、目標を達成した際のできたという実感がまさに自己肯定感を育む上で非常に有意義なプロセスであるというように認識をしてございます。漢字検定に限らず、検定試験に挑戦することは、日頃の学習成果を確認する指標となりまして、次なる学習の励みとなるなど、教育現場においても一定の効果があるものと考えてございます。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 教育的な効果を踏まえれば、受検機会を広げるための受検料補助は有効な施策と考えますが、町の見解を伺います。

○荒井英世議長 佐山教育委員会事務局長。

[佐山秀喜教育委員会事務局長登壇]

○佐山秀喜教育委員会事務局長 検定試験の挑戦といったものは、子供たちの学習意欲の向上でありますとか、目標達成に向けた努力の過程において非常に有効な教育的手段であるというふうに認識してございます。

本町では、現在、英語検定料の助成制度を実施してございます。これにつきましては、学校内での受検機会が広く確保されていることに加えまして、進学時の加点評価や将来的な就職活動等におきましても客観的な指標として活用される機会が多く、高い公共性と効果が見込まれることから導入をしているものということでございます。今回ご提案をいただきました漢字検定の補助につきましても、その挑戦の過程で養われる努力や日頃の学習成果を確認できるという点において、教育的価値が高いものであると理解しております。その上で、公的な補助制度として運用するに当たりましては、様々な観点から検討する必要があるというように考えてございます。漢字検定の場合につきましては、推薦入試等で評価をされる一方で、一般選抜では評価対象外とする大学のほうも多くあるように聞いてございます。特に受験期という限られた学習期間においては、英語資格等の対策を優先することが進路選択の幅を広げる上で、より効果的な場合もございます。このように、検定ごとの特性や進路選択における実利のあり方は様々であるため、特定の検定への補助を検討する際には、こうした特性や効果を総合的に整理をいたしまして、慎重に判断をする必要があると考えて

ございます。

こうしたことから、現時点におきましては、英語検定以外の検定試験まで対象を拡大する予定というの
はございません。しかしながら、今後、補助の対象を英語検定に限定すべきか、あるいはほかの検定まで対象
を広げるべきかといった制度の枠組みにつきましては、受験でありますとか将来のキャリア形成において、
どの程度の実質的なメリットがあるのかといった点を含めまして、他自治体の先行事例も参考にさせていただ
きながら調査研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 丁寧にご回答ありがとうございます。東毛地区の受検料、英検調べましたら、太田
市から始まって板倉町まで全ての自治体が受検料を補助していました。漢字検定もちろん調べました。そ
うしたら、やっていたのが太田市と邑楽町と千代田町、ここまで来ていました。漢字検定においても広がり
がきているのかなと私の印象です。漢字を学ぶことが楽しいというような子供たちが増えてもらうことを願
っています。前向きなご検討を続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 また時間が余りそうだったものですから、個人的な見解も述べさせていただきますと、
今、議員おっしゃったように、青木議員からもお話がございました漢字検定の話、やはり字を書くというの
はすごく大事なことであるし、ハングルとかと違って、ハングルは読みだけですから、パッと熟語なり文章
を見たときに、漢字があるなしでは全く意識が変わってくるというようなこともありまして、韓国のほうで
も漢字をまた復活させようかなんていう話もちらほら出てはきているというふうには聞いております。

漢字検定につきましては、たまたまうちも子供が2人おりまして、上の子は受けなかったのですが、
下の子は漢字検定を受けておりました。そのときに、妻から英検の補助はあるのに漢検はないのと言われて、
そう言われてみればないねというふうに話が終わってしまったのですが、やはり日本人として日本語
をしっかりと分かる。そのためには、漢字の読み書きができなければ仕方ないと思いますので、ほかの町、
ほかの市がやっているからというわけではないのですが、前向きに検討させていきたいというふうに
思っているところでございます。約束はできません。

○荒井英世議長 青木文雄議員。

○5番 青木文雄議員 ありがとうございます。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○荒井英世議長 以上で青木文雄議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

15時30分から再開いたします。

休 憩 (午後 3時00分)

再 開 (午後 3時30分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、亀井伝吉議員。

なお、質問の時間は30分です。

亀井議員。

[7番 亀井伝吉議員登壇]

○7番 亀井伝吉議員 7番、亀井です。ラストバッターですので、よろしくお願いいたします。

5月12日に上毛新聞に載りました遠方電車通学支援の拡大ということで、その件で質問させていただきます。若者の流出を防ぐ目的で、県外に進学し、遠方に電車通学をする大学生や専門学校生の定期券代を補助する自治体が増えていると報道がありました。上毛新聞の5月12日付ですね。近くでは、邑楽町では本年度から、東京圏に通学する25歳以下の大学生らを対象に、定期券代を2万円まで補助する事業を開始しました。これは東武鉄道を利用するというので、東武鉄道からも何か補助があるそうです。また、館林市では、JRの利用も含め、20年度から実施しています。また、千代田町は16年度から、15歳から30歳を対象に、定期券代の5割、月額5,000円を上限に支援しています。若者の定住促進はもちろんです、物価が高騰している現状の中で、家計の負担軽減対策にもなります。ぜひとも導入していただければと思ひまして、質問させていただきます。

また、通学距離については、渋川市なのですけれども、渋川の駅から3.6キロ以上のところに補助をしているそうですので、その辺も検討していただいて、よろしくお願いいたします。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

現在、本町におきまして、学生の電車通学の定期券代を補助する事業は、当然分かっていると思いますけれども、今のところは実施はしておりません。近隣市町の状況につきましては、先ほど亀井議員さんが言われたように、館林市、千代田町が既に実施しておりまして、今年度から邑楽町のほうが同様に支援が開始された、こちらでも承知しておるところでございます。参考までに、先ほども言われましたように、館林につきましては年間上限で2万円、千代田町におきましては月上限5,000円なので年間で6万円、邑楽町については年間2万円ということで、どの自治体におきましても、館林、千代田が約300万円ほどの予算を取っています。邑楽町につきましては、100万円の予算を取っているところでございます。

そんな中ですけれども、うちのほうの町なのですけれども、学生の定期券代補助につきましては、通学時における経済的負担の軽減には寄与する。今、学生をやっている人の家庭は、そういう補助をもらえればラッキーみたいな形になると思うのですよね。それは一応ありますけれども、結果、高校、大学をやっている定期券の補助をもらって、いざ、今度は就職するといったときに外に出ていってしまうと何の意味もないということがうちのほうの考えでございます。ということで、やはり卒業後の定住が必ずしも担保されないということがありますので、定住対策として、費用対効果につきましてはちょっと薄いのかなというふうに思っておりますので、今後も慎重な検討が必要なのかなというふうには考えております。本町といたしましては、限られた財源をより確実に定住へ結びつけるためには、卒業後の居住に直接寄与する支援を優先しております。それは、今現在やっております奨学金返還支援事業になります。これについては、大学等を卒業し

た後に板倉に戻って就職をしたりとか、本町に定住して奨学金の返還をしている方を対象に、5年間分を一応補助するという事で、前年度の返還額については、1年間15万円の上限ですけれども、7年度においては44人に対して総額477万2,000円の支援を実施しているというような内容でございますので、これを継続していければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 奨学金返還も、ものすごく魅力だと思います。あと、定期券代なのですけれども、一つの布石といいますか、歯止めになるような効果があるのではないかと思います。やはり、地元から離れてしまうということが一つのあれで、東京へ行っていると、向こうに移住してしまうと戻ってくるのはもっと大変になってくる。通学している場合でしたらば、何とかこっちから通うので、歯止めが利かせられるのではないかと、そういう一つの対策にもなると思いますので、その辺を柔軟に検討していただければと思うのですけれども、どうでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 答えします。

もちろん、今住んでいる方に定期券の補助をやって、その人たちが喜んで、たとえ外に就職しようとしたとしても、必ず板倉に戻ってきますよというような保証とかがあればやっていいのかなというふうには思っていますけれども、そんな保証は全然できない部分があると思いますので、できればやはり、今は人口減少というのがあるわけですから、とにかく外から人を呼ぶということがまず重要かなというふうに思っておりますので、この定期券については今のところは考えておりません。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 青木文雄議員も、よく移住ということで取り組んでいます。移住もみんな若い人たちの取り合いだと思うのです。取り合いではなくて、やはり生まれたときから地元に住んでいて、中学、高校と、高校生も遠くへ行く場合もあると思うのですけれども、やはり地元にいるうちに、もっと地元のよさというのを知ってもらうとか、研究してもらうとか、そういう観点でもっと地元につなぎ止めるという対策になると思うのですよね。どのくらいの高校生が遠くへ行っているか分かりませんが、その辺で検討をちょっと、すぐには無理かと思いますが、もうちょっと何か、僅かな金額だと思いますので、その辺は検討の余地があるのではないかとと思うのですけれども、どうでしょう。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 定期券の補助をするから板倉町の魅力が伝わるというわけではないと思うのですね。住んでいるから、いろんなところで考えてもらって、板倉町の魅力は誰でも知ることができると思うのですよね。それなので、定期券一発というだけではなくていいのかなというふうには思っているのですけれども、町長とも今後やるかやらないかは検討させていただきたいと思います。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 現段階では課長が申したとおりなのですけれども、今、実際にやっていらっしゃる館林さん、千代田さん、邑楽さん、定期券を補助した人がどれくらいの割合で地元に残っているのか、この辺もちょっといろいろ調べさせていただいて、確かに効果があるということであれば検討に値するのかなというふうに思いますので、ちょっとお待ちいただきたいと思います。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 5年かかるか知りませんが、よろしくお願いします。

それに付随して、前から課長には話をしていたのですけれども、地方就職学生支援事業ということなのですけれども、これは県内の企業に就職する活動の費用を補助するという事業なのですけれども、上限が1万円未満という事業なのですけれども、最近また変わりがして、引っ越しの費用も上限6万6,000円まで出してくれる、そういう事業になったわけなのですけれども、この辺もちょっと検討していただければと思うのですけれども、先ほどと同じようにつなぎ止めるというか、そういう観点をお願いします。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えさせていただきたいと思います。

いつも亀井議員の質問には、できませんとか、ごめんなさいという答えが多いのですけれども、これも同じになります。亀井議員の指摘のとおり、町内企業への就職活動費用の補助につきましては、県及び県内市町村が共同で実施しております地方就職学生支援事業に関連するものと認識しております。これについては何回か一般質問の中でお答えしたことと思いますけれども、現在、群馬県内では28の市町村が本事業に参画をしているところでございます。群馬県の担当者に聞いたところ、この地方就職学生支援事業で県内でどのくらいありましたかというような実績を確認しました。そうしたら、6年度、7年度ともに実績はございませんということですので、こういった状況を鑑みまして、本町としてはこの事業に参画する予定はございませんということですのでございます。ただ、6年度については、交通費が6,000円、7年度からは引っ越しの部分で6万6,000円という形で変更になった部分はあると思うのですけれども、結果7年度も県のほうでゼロということになりますと、なかなか浸透していないのかなというふうには思っているところでございます。個人的に思うのは、群馬県が全部それを窓口でやってもらえれば、今までゼロなわけですから、2桁、10件あったとしても、群馬県の担当だけで簡単にできるのではないかなというふうに個人的に思っている部分があるので、町とすれば、これはまだ今後の検討かなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 これは実績がなかなか県内でないということで、群馬県の国会議員さんが勝ち取ったあれなのですけれども、なかなか実績がないということでは大変かと思います。例としては茨城県の土浦市で就職支援の活動をやっているということで、昨年度から実施したそうです。移転費のほうも補助するということで、こちらは10万円を出しているということなのですけれども、最近始まったばかりなので、どのくらいな結果が出ているか分かりませんが、こちらはどちらかというと移住に対しての補助ということになっています。この辺もよく見ていただいて、どのくらいの効果があるのか検討していただければと思

います。よろしくお願いします。

次に移らせていただきます。農地の集積事業なのですけれども、農業後継者が減少しています。また、機械の大型化が進んでいます。また、耕作放棄地を増やさないためにも集積事業を行っていただければと思います。地元の意向が必要と思いますが、提案ですけれども、板倉工業団地周辺の集積の計画があるか、検討しているか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 そうしましたら、板倉工業団地周辺の農地集積ということでご提案いただいたということで、ご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、板倉工業団地の東側の区域につきましては、令和5年度に呂栄土地改良区が事業主体となりまして、国庫補助事業、こちらをもちまして農地耕作条件改善事業、こちらを活用の上、沼郷北部地区という形で8.1ヘクタールのほ場整備事業を行ってございます。ということで、東側につきましては集積済みという形になってございます。

次に、工業団地の県道の南側の区域になりますけれども、こちらにつきましては令和9年度以降、来年度以降にやはり呂栄土地改良区のほうが事業主体となりまして、国庫補助事業、先ほどと同様の農地耕作条件改善事業、こちらのほうを活用して大新田南部地区ということで、約40ヘクタールのほ場整備を行うということで予定をしております。

最後になりますけれども、西側から北側の区域にかけてなのですけれども、こちらにつきましては都市計画に関する基本的な方針ということで、板倉町の都市計画マスタープランというものがございまして、こちらにおきまして、その区域につきましては産業系の土地利用エリアということで方針が示されておりますので、その部分につきましては農地集積を行う予定はございませんということになります。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 情報がなくて、9年度からやられるということで、やはり集積することによって、特に県道のすぐそばを通るとものすごく農業に力を入れているのだな、そういうのが印象に残ると思います。

また、工業団地というか企業系の土地ということで農業ができないということ、区分けができたということで、工業と農業との境目ということではないのですけれども、どちらに力を入れているのかというのが見えてくると思いますので、工業団地周辺が1か所やられるということで、希望が持てたという感じがします。

また、ほかの地域でもしあるようでしたら、行政から声をかけてできるのであればそういう取組もしていただければと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 なかなか最近、農業者の方も高齢化、あと農業者の人口が減っているというところもありまして、大規模の区画化をして田んぼを作りやすくしていくというのは重要なことだと思っております。そういった形で、大規模な土地改良事業というとなかなか大変なのですけれども、簡易ほ場整備というような形で区画を広げて作りやすいような形をしていくことは、ほかの地域も若干計画をしておりますの

で、引き続き、今後も検討してまいりたいと思っています。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 町長の公約の中にも工業団地を誘致したいというあれがありますけれども、やはり、農地を集積して次につながるような政策になると思いますね、集積というのは。1件でも反対があれば進めたくても進められないというのがありますので、その辺は地元の意向もありますけれども、行政のほうで考えていただければと思うのですが、よろしくお願いします。ありがとうございました。

次に、町道2-41号線の拡幅についてお伺いいたします。令和3年に請願がありました町道2-41号線の拡幅なのですが、東洋大学の西側の道路ですけれども、一部分というか、東洋大学の西側だけの拡幅ということで請願があったわけなのですが、その辺の計画はどの辺まで進んでいるのでしょうか、お伺いいたします。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 お答えいたします。

令和3年第4回板倉町議会定例会におきまして採択されました町道2-41号線の拡幅整備についての状況でございますが、道路舗装等の現状は承知しております。舗装の欠損等による通行に支障が出るようなものにつきましては、応急的な修繕で対応しているところでございます。

当該路線につきましては、中学生の通学の安全確保等の地域要望、利根川、渡良瀬川への新橋構想内の接続ルート、国道354号線から板倉ニュータウン及び板倉の両工業団地へのアクセス道路、併せて板倉ニュータウン市街地への大型車両流入回避等を担える重要な路線と位置づけております。これらを踏まえ、群馬県が作成しております群馬県道路整備アクションプログラムに板倉町が推進する地域の暮らしや経済活動を支えるインフラ整備事業として明記しております。現在、当該路線の事業着手に向け、まずは国庫交付金の獲得を目指し、群馬県と協議、確認作業を進めているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 幾らか計画が進んでいるということで、安心というか、したところですが、先ほどもあったように、利根川架橋にもつながれるような路線だと思います。大学の西側だけではなくて国道354号まで拡幅、またもうちょっと直線に近いような、そういう計画、また国道354号から利根川までの道路、川田屋さんまで広くはできていますけれども、その先は埼玉になってしまいますが、その辺も関連しますと、やはり大学と国道354号の間、これもできたら一緒にやっていただければ架橋にもつながります。

また、北というか渡良瀬川のほうにも道路を拡幅するような、そういう計画を立てていただければ、東西だけの幹線道路ではなく、南北の幹線道路が西のほうは1本あります。東のほうがちっとありませんので、東西で南北の幹線道路ができますと災害時にもかなり役に立つと思いますので、その辺の検討をなるべく強力に進めていただきたいと思いますけれども、よろしくお願いします。どうでしょうか。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 町といたしましても、先ほど伝えましたとおり、現在、群馬県のほうと、国の交付金なのですが、その獲得できる条件をそろえている、そろえていないの確認等を進めております。それが獲得できるようでしたら、町長の意向もありますので、着手できるようには進めていければと思っております。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 あと、国道354号の小保呂の信号が右折がかなりできなくて困っているというあれもありますので、そんなに大げさな渋滞ではないと思いますけれども、その辺の解消にもつながりますので、その辺は検討していただければと思います。

○荒井英世議長 塩田建設課長。

[塩田修一建設課長登壇]

○塩田修一建設課長 お答えさせていただきます。

国道354号の小保呂の交差点の件ですが、そちらにつきましても適宜、板倉町のほうから県のほうには交差点改良をお願いしたいというのを伝えておりますけれども、まだ県のほうも実は公表はしていなくて、今まで何も言っていないのですが、群馬県のほうからは前向きに検討したいと。県内交差点改良というのは数あるのですが、板倉町のほうの交差点改良は前向きに検討したいということで、今は退任してしまったのですが、前任の県土整備部長も現地を直接確認に来ておりました。それを現整備部長には引き継いで検討したいという前向きな回答はいただいておりますので、そちらも町も積極的に進めていければと思っております。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 こちからなるべく何回も何回もお願いに上がれば、何とか向こうも目を開いてくれるかと思っておりますので、その辺は強力にお願いしたいと思っております。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 またちょっと時間がお余りのようなので。でも、これで終わってしまえば早く帰れるといえば帰れるところなのですけれども、先ほど亀井議員からもご指摘ありました2—41号線、こちらは私も議員時代に一緒に確認をしに行った場所でございますし、ちょこちょこあそこ通るのですけれども、やはり道はよくないというふうな印象を持っておりましたので、子供が通るとなるとちょっと危険かなという気もしておりますので、ここはなるべく早く着手するよう担当には申し付けているところでございますし、先ほど答弁の中でもありましたとおり、利根川、いつになるか分からないですけれども、橋を架けるに当たって、接続道路といいますか、南北軸のメインになる通りにしていきたいというような気持ちもございますので、なかなか東西だけの国道といいますか、道だと発展していかないと。明和さん、国道122号線は4車線、あれになってやはりコストコが来たりとかという部分もございますので、やはり板倉町に南北のしっかりとした軸となる道路というのが目標、私の中ではございます。まだ、栃木さんのほうとは渡良瀬の架橋については進展はしていない状況ですけれども、まずは利根川のほうを先に行けるように加須市とも連携を深めながら、また急にできるよとなったときに、町がのろのろしているようでは困りますので、その辺しっかりと考えながらやらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○荒井英世議長 亀井議員。

○7番 亀井伝吉議員 丁寧な回答、大変ありがとうございます。明るい未来がある板倉町にしていきたい

と思いますので、よろしく努力のほうしていただきたいと思います。

以上で質問を終わりにさせていただきます。大変ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で亀井伝吉議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 (午後 3時56分)

再 開 (午後 3時59分)

○荒井英世議長 再開いたします。

○議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について

○議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

○荒井英世議長 日程第2、議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について及び日程第3、議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを一括議題といたします。

本2議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、議案第20号及び議案第21号の補正予算関係2議案であります。6月9日の本会議終了後に審査を行いました。

初めに、審査の経過について申し上げます。担当課長からの説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。

次に、審査の結果について申し上げます。議案第20号 令和8年度板倉町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号 令和8年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第20号及び議案第21号については、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号については、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することに決定いたしました。

これより議案第20号及び議案第21号を一括して採決いたします。

本2議案に対する委員長の報告は、全て可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第20号及び議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○荒井英世議長 本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 4時02分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 4 日)

令和8年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和8年6月12日（金）午前9時開議

日程第 1 議案第22号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 2 議員派遣の件

日程第 3 閉会中の継続調査、審査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11名）

1 番	永 田 亮	議員	2 番	須 藤 稔	議員
3 番	藪 之 本 佳 奈 子	議員	4 番	尾 澤 将 樹	議員
5 番	青 木 文 雄	議員	6 番	森 田 義 昭	議員
7 番	亀 井 伝 吉	議員	8 番	小 林 武 雄	議員
9 番	延 山 宗 一	議員	10 番	市 川 初 江	議員
12 番	荒 井 英 世	議員			

○欠席議員（1名）

11 番 青 木 秀 夫 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小 野 田 富 康	町 長
赤 坂 文 弘	教 育 長
荻 野 剛 史	総 務 課 長
飯 塚 哲 也	秘 書 室 長
橋 本 貴 弘	企画財政課長
福 知 光 徳	税務会計課長兼 会計管理者
宇 治 川 信 子	住民環境課長
長 谷 見 晶 広	福 祉 課 長
山 岸 章 子	健康介護課長
栗 原 正 明	産業振興課長
舘 野 雅 英	地域創生課長

塩	田	修	一	建	設	課	長
佐	山	秀	喜	教	育	委	員
				事	務	局	長
栗	原	正	明	農	業	委	員
				事	務	局	長

○職務のため出席した者の職氏名

新	井		智	事	務	局	長
小	野	田	裕	庶	務	議	事
				係	長		
本	田	明	子	行	政	庶	務
				係	長	兼	
				議	会	事	務
				局	書	記	

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告を行います。

町長から議案第22号が提出されました。

お諮りいたします。議案第22号を日程に追加し、お配りした議事日程（第3号）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認め、議案第22号を日程に追加し、議事日程（第3号）といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

○議案第22号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第1、議案第22号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 皆さん、おはようございます。急遽の提案でございます。

議案第22号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について。本案につきましては、令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたことにより、一部の給与所得者の合計所得金額が減少し、介護保険料収入が減少することへの影響を遮断するための特例措置を設けるため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに基づき、板倉町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

特例措置の適用により、一部の被保険者においては市町村民税が課税された者としてみなされ、令和8年度の介護保険料が上昇する場合がございます。このような場合に、介護保険料の判定で不利になってしまう第1号被保険者については、令和7年度及び令和8年度の市町村民税が非課税であった場合に、特例措置を適用せずに算定した介護保険料となるよう減免する規定を設けるものでございます。また、保険料の減免は納付義務者の申請を不要とするものとなります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議員派遣の件

○荒井英世議長 日程第2、議員派遣の件を議題といたします。

お配りしたとおり、議員派遣は4件であります。会議規則第126条の規定により、それぞれの研修に議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、研修4件に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、派遣内容に変更があった場合は、議長一任とすることに決定いたしました。

○閉会中の継続調査、審査について

○荒井英世議長 日程第3、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お配りしたとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○荒井英世議長 今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 皆さん、改めましてお疲れさまでございました。

6月の定例会4日間、実質的には休会を挟みましたので3日間ということでございますけれども、皆様には同意11件、報告3件、承認2件、議案6件、発議1件、上程された議案全案可決、またいろいろ承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、2日目の一般質問におきましては、森田議員、青木秀夫議員、尾澤議員、また藪之本議員、青木文雄議員、亀井議員ということで、6名の方から一般質問をいただいたところであります。個々に全ての評価はなかなかできないところでありますけれども、皆様からいただいた提案なり疑問点、要望等につきまして、執行部一丸となって、できるものはできる、今できないものはできないということでございますけれども、真剣に検討して、前に進めていけるものについては進めていきたいというふうにも思っているところであります。

特に青木文雄議員からいただいたプロモーション、また情報発信については、私のほうでもずっと、町長になる前からの公約という部分につきましても言ってきたことであります。何が足りないのかというのは、分かる、分からない部分というのは当然あるのですけれども、町、自治体からの発表だけでは、なかなか広まっていかないというのはすごく考えているところでありますので、一般のインフルエンサーと言われるような方とか発信力のある方、影響力のある方に町をアピールしていただくということで、全国津々浦々の方々に、もしくは世界中の方々に板倉町を知ってもらえるような形が、どうやったら取れていくのかなというのを逆に教えてもらいたいぐらいなところなのですけれども、そういった部分も含めて、町としても検討していかなければいけないのかなというふうに思っているところです。

なかなか難しいなというのは、なってみて分かるころではありますけれども、議員皆さんもやっぱり二元代表制ということで、町がこれをやる、あれをやるということについて、いろいろ突っ込んでいただいて無駄なところを省いていただく、そういった部分でのお仕事もあろうかと思っておりますけれども、逆に言えば議会のほうから、町にこれをやってほしい、あれをやってほしいというような部分で、今いろいろ提言をまとめていただいているというふうにもお聞きしておりますので、ぜひそれをお待ちしているところでもございますし、事務事業評価というような部分につきましても、事務事業評価では基本的には要らないものを削っていくというような作業、私どもも要らないものはないように施策を打っているところでありますし、予算を配分しているところがございますので、逆に事務事業で要らないことをなくすというのはもちろん大事かとは思っておりますけれども、それだけでなく、議員さんからこういった事業ができないものかということ提言していただくというのは、大変ありがたいことかなというふうにも思っておりますので、形を変えていくのも、これからの議会改革という部分については必要なかなというふうにも思っておりますので、議会改革ということに関しましては、議員発議ということで議員定数を12人から11人に1人減らすというような議会からの発議があったわけでありまして、減らす、減らさない、12人がいいのか、もっと減らしたほうがいいのかという部分につきまして、やはり地元の方、また町民の方からの意見を吸い上げるという部分では、個人的には12人ぐらいが町の規模からすると適正なのかなというふうには思っておりましたけれども、議員の皆様の総意ということであれば、11人、より精鋭といえますか、数が減ってくればより目立ってくるというのも変ですけれども、地元の意見をしっかりと吸い上げた方が議員に上がってくるのかなというふうに思っておりますので、来年4月の議会選挙においては、こういった形でそれが出てくるのかなというふうにも思っておりますし、この後、議会終了後に議会のほうから議員報酬の改正といえますか、それについての要

望が上がってくるというふうにも聞いておりますので、もう何十年も報酬審議会というのは開かれていないと。それは、議員報酬が全然変わっていないという部分でもございますので、その辺も踏まえて、どういった方を人選して、どれくらいの期間をかけて、来年4月の選挙までには何とか結論を出していただけるようにしていきたいなというふうに思っているところであります。

今回、期間は短かったのですが、いろんな意味で内容の濃い議会が行われたのではないかなというふうに思っているところであります。

6月に入ってから、3日には台風が接近したり、7日の日曜日でしたか、梅雨入りをしたということでもありますけれども、梅雨入り後は、天気ははっきりしない日、雨も若干降ったりということではございますけれども、昨日も暖かかったり、今日も晴れたりということで、なかなか梅雨のイメージがないところでもあります。

また、3日の台風接近において、町でもどういった被害が起こるかということで危惧をしていたところであったのですが、1か所、南地区のほうでゴーヤを作っているパイプハウスが、ビニールがめくられて中のゴーヤがほぼほぼ全滅してしまったというようなお話もありましたが、その1件以外に今のところ被害の報告は上がってきておりませんので、まあまあ、あれだけ騒がれた台風の割には、町としての被害が軽微で済んだところについては、ありがたかったなというふうに思っているところであります。

また、実は昨日、ちょっと今日の上毛新聞にも出ていたのですが、館林信用金庫さんが100周年を迎えられたということで、太田のほうで記念の式典と祝賀会が行われて、お招きにあずかり出席をさせていただいてまいりました。100年というと、なかなか一言で言うのは簡単ですが、板倉町もまだ70周年超えて71周年ということですので、100年仕事を続けていくというのは大変なことなのかなというふうに思いました。次の100年を見据えてというようなお話もあった中で、板倉町があと100年後に共にやっていけるのかなというの、ふと考えたところでありました。

記念の式典の中で、上毛新聞のシャトルの編集長等をやっている子安さんという方の講演がございまして、東毛再発見ですか、よく紙面に出てくる絵と写真と、それにまつわる連載をされている方らしいのですが、その中で館林邑楽郡の1市5町について、各市町ごとにいろいろ紹介をしてくれたのですが、その方からすると、板倉町で取り上げられたのが揚舟であったり、高瀬舟であったり、川田であったり、遊水池と三県境というようなことで、板倉に住んでいらっしゃる、その方は太田のほうだったと思うのですが、そういった方から見ると、やはり水場の環境というのが板倉町としての魅力として感じると。個人的な意見かもしれないのですが、そういったお話をされているのを聞いて、今後の町の観光についても、そういった部分もやはりアピールする必要もあるのかなというようなことを感じた次第であります。

話はそこまでののですが、これからいよいよ、6月21日が夏至だったかな。農家の私からすると、6月21日までは日が延びていって忙しい、そこから先は日が短くなっていく、そういった意味での特別な日のようなイメージがございました。まだまだ21日までは日がありますので、日中が長くて活動期間が長いというのがよいという方もいれば、いやいや、早く日が短くなってくれたほうがありがたいなという人もあろうかと思うのですが、9月まで議会は、定例会はないわけではありますが、その間、板倉まつりを含めたいろんな行事等がございまして。議員各位には、都度都度ご案内等を差し上げて、ぜひ出席していた

だきたいというものもございますので、これから蒸し暑くなってくる、また晴れば暑いという中で、体調管理にはくれぐれもご注意をいただき、議員活動をしっかりしていただき、町の行事にもぜひ積極的にご参加いただけますようお願い申し上げて、皆様のご活躍を祈念して、簡単ですが挨拶とさせていただきます。どうも今回ありがとうございました。

○閉会の宣告

○荒井英世議長 以上をもちまして令和８年第２回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 ９時１６分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年8月7日

板倉町議会議長 荒 井 英 世

①署名議員 藪 之 本 佳 奈 子

②署名議員 尾 澤 将 樹